

議会運営委員会次第

日 時 令和 8 年 9 月 1 日（火）

午前 1 0 時開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

1 開会

2 議題

（1）令和 8 年第 3 回定例会の運営について

ア 会期の決定について

イ 議案の取り扱いについて

（ア）議案第 5 9 号及び議案第 6 0 号

（イ）議案第 6 1 号から議案第 7 5 号

（ウ）議案第 7 6 号

ウ 議事日程について

エ 決算審査特別委員会の設置について

オ 追加議案について

カ 一般質問通告書について

キ 陳情について

ク 意見書の取り扱いについて

（2）傍聴議員のあり方について

（3）流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧の見直しについて

（4）その他

3 閉会

令和8年流山市議会第3回定例会会期日程表（案）

別紙1

令和8年 月 日提出

令和8年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
9月 3日	木	本会議 午前10時開議	19日	土	休 会 （議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	20日	日	
		2 会期の決定	21日	月	
		3 議案第59号から議案第76号 報告第17号から報告第23号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	22日	火	
		23日	水		
		24日	木	休 会 （決算審査特別委員会）	
		25日	金	休 会 （決算審査特別委員会）	
		26日	土	休 会 （議案研究）	
27日	日				
4日	金	休 会 （議案研究）	28日	月	休 会 （決算審査特別委員会）
5日	土		29日	火	
6日	日		30日	水	休 会 （総合調整）
7日	月		10月 1日	木	
8日	火	本会議 午前10時開議	2日	金	休 会 （※決算審査特別委員会）
9日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	3日	土	休 会 （総合調整）
			4日	日	
10日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	5日	月	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） 3 追加議案上程 （提案理由・採決） 4 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 5 議員派遣の件 6 所管事務の継続調査の件
11日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第61号から議案第75号 （質疑・委員会付託） 3 議案第76号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任） 4 陳情の件 5 休会の件	6日	火	
12日	土	休 会 （議案研究）			
13日	日				
14日	月	休 会 （市民経済常任委員会）	（注）※は議会内による指摘要望事項協議日		
15日	火	休 会 （都市建設常任委員会）			
16日	水	休 会 （教育福祉常任委員会）			
17日	木	休 会 （総務常任委員会）			
18日	金	休 会 （決算審査特別委員会）			

令和 8 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

令和 8 年 9 月 3 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
市民経済 委員会	議案第 59 号	流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 60 号	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

令和 8 年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件 名
総務委員会	議案第 6 1 号	令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）
教育福祉委員会	議案第 6 2 号	令和 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 6 3 号	令和 7 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
市民経済委員会	議案第 6 4 号	令和 8 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 5 号	令和 8 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 6 6 号	令和 7 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6 7 号	令和 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

付託委員会名	議案番号	件名
都市建設 委員会	議案第68号	令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第69号	令和8年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第70号	令和8年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第71号	令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	令和7年度流山市水道事業会計決算認定について
	議案第73号	令和7年度流山市下水道事業会計決算認定について
	議案第74号	流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第75号	市道路線の認定について

令和8年流山市議会第3回定例会議案付託表

令和8年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
決算審査 特別委員会	議案第76号	令和7年度流山市一般会計歳入歳 出決算認定について

令和8年流山市議会第3回定例会日程表（第1号）

令和8年9月3日

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第59号 流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 令和8年度流山市一般会計補正予算（第3号）

議案第62号 令和8年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 令和7年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和8年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和8年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和8年度流山市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第71号 令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和7年度流山市水道事業会計決算認定について

議案第73号 令和7年度流山市下水道事業会計決算認定について

議案第74号 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 市道路線の認定について

議案第76号 令和7年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

(議案上程・提案理由説明)

報告第17号 令和7年度健全化判断比率について

報告第18号 令和7年度資金不足比率について

報告第19号 専決処分の報告について

報告第20号 専決処分の報告について

報告第21号 専決処分の報告について

報告第22号 専決処分の報告について

報告第23号 専決処分の報告について

(説明)

第4 議案第59号 流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(質疑・委員会付託)

第5 休会の件

令和8年流山市議会第3回定例会

委員会審査報告書
(9月3日 先議案分)

令和8年9月3日

流山市議会議長 石原 修治 様

市民経済委員長 おだぎり たかし

市民経済委員会審査報告書

令和8年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第59号	流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案第60号	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		

令和 8 年第 3 回定例会

一 般 質 問 通 告 書

流 山 市 議 会

令和8年第3回定例会一般質問通告順

日付	順番	議 員 名	会 派 名	頁	提出時間
9月8日	1	桑 畑 伴 子	公 明 党	1～3	28日 8時30分
	2	野 村 誠	公 明 党	4～6	28日 8時30分
	3	中 村 彰 男	流山みらい	7	28日 8時30分
	4	小 沢 えみり	流 政 会	8～9	28日 8時30分
	5	青 野 直	流 政 会	10	28日 8時30分
	6	渡 辺 仁 二	流 政 会	11～12	28日 8時30分
9月9日	7	阿 部 治 正		13～14	28日 8時30分
	8	森 田 洋 一		15～16	28日 8時30分
	9	岡 明 彦	公 明 党	17～18	28日 8時30分
	10	戸 辺 滋	公 明 党	19	28日 8時36分
	11	中 川 弘	自由民主党	20	28日 9時00分
	12	笠 原 久 恵	流 政 会	21	28日 9時25分
9月10日	13	近 藤 み ほ	流 政 会	22	28日 9時31分
	14	矢 口 輝 美		23	28日 9時45分
	15	う た 桜 子	流山みらい	24～25	28日 10時51分
	16	高 橋 あきら	日本共産党	26	28日 11時10分
	17	乾 え り	日本共産党	27	28日 11時10分
	18	おだぎり たかし	日本共産党	28	28日 11時11分
9月11日	19	坂 巻 儀 一	流 政 会	29～30	28日 11時17分
	20	藤 井 俊 行	流山みらい	31	28日 13時13分
	21	川 本 大 岳	流 政 会	32～33	28日 13時22分
	22	楠 山 栄 子		34	28日 14時19分
	23	清 水 大		35	28日 14時51分

質 問 事 項	要 旨
1 プレコンセプションケアの取組について	(1) プレコンセプションケアとは、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、自分の心と身体を大切にしながら、将来の健康や生き方について考える健康づくりである。また国においても、特に若い世代をはじめ幅広い世代の健康づくりとして推進している。若い世代を取り巻く健康課題は、こころの健康、性、予期しない妊娠、将来への不安など多岐にわたる。こうした課題に対し、心身の健康を総合的に支える取組が重要であると考えことから、以下3点について当局の見解を問う。 ア 本市におけるプレコンセプションケアの周知、啓発をどのように行うのか。またその課題について問う。 イ プレコンセプションケアを推進するための今後の取組について問う。 ウ 特に予期しない妊娠や性に関する悩みについて、若い世代が相談しやすいSNS等を活用した相談窓口を整備すべきと考えるがどうか。 (2) プレコンセプションケアは、妊娠、出産を迎える時期になってから学ぶのではなく、こどもの頃から自分の心と身体を大切にすること意識を育てることが重要である。こうした観点から、小中学校における健康教育や性に関する指導について、以下3点を問う。 ア 小中学校における、心身の健康や性に関してはどう取り組んでいるのか。 イ 小中学校で、発達段階に応じて、心身の変化や性に関する正しい知識、性感染症や妊娠及び避妊、相手の意思や身体を尊重すること、相談先等を学ぶことは、自分自身の健康や将来を守ることにつながるものとする。そこで、健康教育の推進について、当局の見解を問う。 ウ 予期しない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識や、困ったときに相談、支援につながるための教育などについてどのように取り組んでいるのか。併せて、産婦人科医や助産師、保健師などの専門職と連携した授業や講座、相談機会を設けることについて、当局の見解を問う。

2 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて	(1) 認知症は誰もがなり得る身近なものであり、認知症になっても本人が希望を持ち、自分らしく地域で暮らし続けられる環境づくりが重要である。本市では、早期発見や家族支援、流山市SOSネットワークの編成や見守りシールの交付など、さまざまな取組が進められている。今後は、認知症になっても一人の人として尊厳を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を地域に浸透させ、本人の意思や希望を尊重し、認知症になっても地域の一員として暮らし続けられる地域づくりを更に進めることが重要である。そこで、以下4点について当局の見解を問う。 ア 新しい認知症観を単なる啓発にとどめず、本人の意思や希望を尊重する地域の行動につなげるため、どのような取り組みが必要と考えているのか。併せて、こどもたちが認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方等を学ぶ取り組みをしてはどうか。 イ 本人に認知症の自覚がなく、受診を拒むなど、医療や支援につながりにくい場合がある。家族だけに対応を委ねるのではなく、本人との信頼関係を築きながら、受診前から本人と家族に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実させることについて、当局の見解を問う。 ウ 若年性認知症は就労や子育て、家族への影響等、高齢期とは異なる課題がある。各々ケースにおいて、こうした課題をどのように把握し、支援に繋げているのか。併せて「若年性認知症のつどい」の交流を相談や必要な支援につながる入口として充実させてはどうか。 エ 認知症になっても、買い物や外食、金融機関や公共交通機関など安心して利用し、地域で社会参加を続けられる環境が必要と考える。現在進めている「やさしいお店」の取組に認知症への理解や配慮も加え、認知症の方やその家族も安心して利用できる「やさしいお店」へ発展させてはどうか。
------------------------------------	--

3 子育てにやさしい環境づくりについて	(1) 子育て中の方が安心して外出できる環境づくりの一環として、赤ちゃんほっとスペースの設置等の整備が進められている。一方で、授乳室が設置されていても、「搾乳にも利用できる」ということが明確に示されていない場合、搾乳を必要とする方が利用をためらうことも考えられる。そこで以下2点を問う。 ア 本市が設置、案内している授乳室等について、搾乳を目的とした利用が可能なのか。併せて「授乳、搾乳ができます」等、搾乳にも利用できることを分かりやすく表示、案内をする考えはあるか、当局の見解を問う。 イ 常設の施設だけでは対応が難しい場所においても、子育て中の方が安心して授乳や搾乳ができるように、イベント開催時や災害時などにも利用できる移動式や可搬型の授乳、搾乳室を取り入れる考えはあるか。当局の見解を問う。
----------------------------	--

質問事項	要 旨
1 本市の災害対策について	(1) 令和8年8月千葉豪雨では、想定を越える大雨となったが、豪雨災害時の対策について以下の通り問う。 ア 令和8年8月13日の豪雨時には、アンダーパスを速やかに通行止めとする、冠水時に速やかに通行止めとする対策が講じられたが、市内の冠水箇所については、ドライバーが現場に到着するまで冠水状況を認識できず、進入してしまう危険性があった。それに対する対策について問う。 イ 今回冠水した箇所を含め、過去の冠水実績、地形、河川・水路の増水状況等から危険度の高い道路を「冠水危険箇所」としてあらかじめ整理すべきと考えるがどうか。 ウ 神明堀周辺や平和台駅前などの南部地域では、短時間の豪雨により多くの床上・床下浸水の被害があった。土嚢による対応の実状と課題について、また、床上・床下浸水の被害にあった住家・非住家に対する被害見舞金、支援金などの課題について問う。 エ 市野谷1号雨水幹線の蓋が落下したがその直接的な原因を市は把握しているのか。また今後の対応策をどのように考えているのか。 (2) 令和8年熊本地震の教訓を踏まえた本市の防災・減災対策について以下の通り問う。 ア 要配慮者の支援を含めた福祉避難所運営マニュアルの実効性について問う。 イ 災害時に他の自治体等から人的支援を受入れる受援計画を策定しているのか。また、大規模災害時は一時災害対応業務量が急増する。平時から、罹災証明、避難所運営等、業務ごとに具体的人数を示せる状態になっているか。 ウ 避難所のトイレ確保・運用計画について問う。

2 本市のこどもの権利条例制定に向けた検討状況及び生活困窮世帯のこどもへの支援について	(1) (仮称) 流山市こどもの権利条例について、どのような手法で市民や議会の意見を取入れ、市民に啓発し、制定していくのか。詳細なスケジュールとプロセスについて問う。 (2) 本市では「たすけて」が言えないこどもに気づき、寄り沿う人の大切さを明確に打ち出している。支援が必要なこどもほど、自身が声をあげられないからこそ、制度側から手を差し伸べ、必要な機関や制度につなげるアウトリーチが必要と考える。そこで以下3点について問う。 ア 本市は、生活困窮世帯のこどものうち、不登校、生活習慣、家庭環境、保護者の疾病や孤立等により、現行の通塾型学習支援を利用できない、又は継続して利用することが難しいこどもの人数及び支援状況を把握しているか。 イ 前述の既存制度を利用することが難しいこどもに対し、必要に応じて家庭訪問等も活用しながら、学習、生活習慣、居場所及び進路に関するこども本人への直接的な支援を継続的に提供する考えはあるか。 ウ 「子どもの学習・生活支援事業」を、国庫補助も活用して導入すべきと考えるがどうか。また、導入に当たり、令和8年度中に、対象となるこども・世帯の実態把握、既存施策との役割分担、必要な支援内容、実施体制及び事業費の試算を行う考えはあるか。
3 南流山駅前広場改修基本計画について	(1) 南流山駅前を、通過する場所から市民が滞在し、「賑わいの場所」として市民が育てていく広場へするために以下の通り問う。 ア 駅前広場をどのように活用する想定か。 イ 地域イベントを継続・発展させるためには、電源、ウォータースポット、搬入導線、ステージ設置スペース、日陰・休憩スペース、備品保管等を考慮する必要がある。イベント運営のためのどのような設備を想定しているのか。 ウ 平時の暑熱対策と災害時の防災機能を兼ね備えた「防災にも強い広場」とする考えはあるか。 エ 整備方針に「自転車駐輪場の不足が課題」とある。自転車駐輪場の拡充の具体的な検討課題について問う。

4 本市の交通安全対策への新技術導入について	(1) 高齢者や児童等の安全を守るため、信号機の導入が困難な横断歩道でも導入ができ、かつ薄暮・夜間を中心に視認性向上による安全対策として活用ができる、埋込型信号灯・スマート横断鋏・照明ポラード等の新技術の導入を検討してはどうか。
-------------------------------	---

質問事項	要 旨
1 南流山駅前広場改修基本計画について	(1) 南流山駅前広場の北側は交通機能を集約、南側は環境機能を集約し、日常的に訪れたくなる空間と計画されている。今後の計画を進展させるに当たり、地元の協議会等での議論は当然必要であるが、地元住民の協力を更に得るためのPRが必要と思われる。駅前改修計画の具体的なPR手段について問う。
2 防災訓練と姉妹都市、災害協定都市との関係再構築について	(1) 熊本県で10年の時を経て2度目の地震が発生した。既に発生した大規模災害は過去20年でも2007年の中越沖地震や2011年の東日本大震災等、震度6強を超える大地震だけでも12回も発生している。流山だけは大丈夫とは言えない状況になっていると考えている。 市総合防災訓練の参加者が毎年減っている現状を見たとき、改めて訓練への参加を呼びかけること、姉妹都市との交流や災害協定のみの自治体との協定内容や普段からの交流の在り方を再度検討すべきと考えるが当局の方針について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 災害時におけるリアルタイムな情報提供について	(1) 令和8年8月13日に発生した線状降水帯による水害では、市内複数箇所で道路冠水が発生し、冠水した道路上で車両が動けなくなるなどの被害が発生した。近年、局地的な豪雨や線状降水帯による短時間での道路冠水が全国的に発生している中、市が把握した冠水箇所や通行止め等の情報を迅速かつリアルタイムに市民へ共有することは、冠水箇所への車両の進入を防ぎ、被害の拡大を防止する上で重要であると考え。そこで、今回の水害における情報収集及び市民への情報発信と、今後の道路冠水時における情報共有の在り方について、以下を問う。 ア 市が運用している「冠水情報フォーム」には、今回の水害に関する情報提供は何件寄せられたのか。また、寄せられた情報はどのように活用されているのか。 イ 市は、今回の災害における情報発信について、課題や改善点などどのように評価しているか。 ウ 今後、市が把握した道路冠水箇所や通行止め等の情報だけでなく、市民から投稿された情報も含めて、市民がリアルタイムに地図上で確認できる仕組みを構築してはどうか。 エ 平時においても、市民が発見した河川や水路等の異常や損傷について、福岡市の取り組みのように、市公式LINEに写真や位置情報等を簡単に送信できる情報提供の仕組みを導入してはどうか。

2 小児救急医療体制の 充実について	(1) 小児救急医療体制の充実については、これまで複数回にわたり市政に関する一般質問で取り上げてきたところである。本市では、令和6年10月1日から夜間小児救急の診療時間を午後7時から午後11時までに変更するなど、限られた医療資源の中で小児救急医療体制の確保に取り組んでいる。一方で、現在においても、夜間にこどもの体調が急変し、受診を希望したにもかかわらず、市内の医療機関で受診できなかったという市民の声も仄聞している。こどもの急な体調不良に直面した保護者が、どこに相談し、どの医療機関を受診すればよいのか分からないという状況をできる限りなくしていく必要があると考えることから、以下について問う。 ア 令和5年第4回定例会及び令和6年第3回定例会において、市政に関する一般質問で取り上げてきたが、その後、市は関係機関等とどのような協議を行い、具体的にどのような進展があったのか。 イ 夜間小児救急の診療時間変更後の受診件数やお断り件数等の推移を踏まえ、市はその効果及び課題をどのように検証しているか。また、受診を断られたなどの相談・意見等を把握しているか。 ウ 小児の初期救急については、市内の医療機関で受診できる体制を確保するとともに、第二次・第三次救急については近隣市の医療機関へ円滑につなぐ広域的な連携体制を構築する必要があると考えるが、市の見解はどうか。
-------------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 手話言語の普及の促進に関する具体策について	(1) 流山市手話言語の普及の促進に関する条例に基づき施策の方針を策定することが大事と考える。策定に当たり、関係団体の意見を反映させるための対応と具体策について問う。
2 独居高齢者対策について	(1) 独居高齢者の安全・安心な日常生活のさらなる確保と充実策について問う。
3 流山本町の行政課題について	(1) グリーンスローモビリティについて当局は、流山本町の地元9自治会と積極的に検討を重ねているが、現在までの協議経過と課題は何か。そして今後の取り組み姿勢について問う。 (2) 一茶双樹記念館や白みりんミュージアムのさらなる活用策について問う。 (3) 流山7丁目地先の排水溝の浚渫と整備について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 不法投棄への対策と課題について	(1) 不法投棄への対策と課題について、当局の見解を問う。 ア 近年の不法投棄回収量はどれくらいで、不法投棄が多い重点区域は把握されているのか。また、警察との連携はどのように行っているのか。 イ 不法投棄に関する看板について、設置されている場所は把握されているのか。また現在、どれくらいの数が設置されているのか。 ウ 不法投棄等の通報について、令和8年7月からスマートフォンから写真や位置情報などとあわせて通報できる専用フォームを導入した。この専用フォームを導入した目的と効果はどのように捉えているのか。
2 駅前広場における一般車両の送迎対策について	(1) 流山おおたかの森駅西口駅前広場は、恒常的に混雑しており、特に雨天時や夕方には、駅利用者の送迎と思われる一般車両が集中している。その結果、車道上で一般車両が停車し、場合によっては二重、三重に車両が連なるなど、後続車両の円滑な通行やバス、タクシー等の運行に支障をきたしている。また、車両や歩行者の動線が錯綜することから、交通安全上の課題も懸念される。そこで、当局の見解を問う。 ア 一般車両による送迎の集中や混雑状況について、市はどのように認識しているのか。 イ 特に雨天時や夕方の時間帯における交通状況について、市は調査を行うなど実態を把握しているのか。 ウ 一般車両による送迎需要を適切に処理するため、一時停車スペースや送迎専用スペースを設置する考えはないか。 (2) 市内主要駅（南流山駅、江戸川台駅、初石駅）について当局の見解を問う。 ア 流山市内の主要駅において、一般車両による送迎が駅前交通広場や周辺道路の混雑、安全性に支障をきたしている状況を、市は把握しているのか。 イ 市内主要駅における送迎車両の実態調査を行い、その結果を踏まえ、駅ごとの状況に応じた送迎スペースや交通動線の改善を検討する考えはないか。

3 流山市下水道使用料の改定について	(1) 改定の必要性について当局の見解を問う。 ア 今回、下水道使用料を改定することとなった主な要因は何か。また、使用料の改定を行わない場合、今後の下水道事業の経営にどのような影響があるのか。 イ 使用料の改定に先立ち、どのような経営改善や経費削減を行ってきたのか。 (2) 市民への影響について当局の見解を問う。 ア 今回の改定案により、一般家庭の負担はどの程度増加するのか。また、単身世帯、一般的な世帯、使用水量の多い世帯について、それぞれ年間でどの程度の負担増となるのか。 イ 市民に対して、改定の必要性和負担額をどのように分かりやすく説明していくのか。 (3) 今後の見通しについて当局の見解を問う。 ア 今回の改定案により、下水道事業の経営は今後どの程度改善すると見込んでいるのか。 イ 今後、さらなる使用料の改定が必要となる可能性を市はどのように考えているのか。将来的な負担増を抑えるため、今後どのような経営努力を行っていくのか。
---------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 指定難病や障害者手帳制度の対象から漏れる疾病・障害を持つ市民への支援について	(1) 心臓弁膜症、大動脈瘤、先天的な脳血管の欠損のほか、慢性疲労、慢性疼痛、失神、発作、それぞれの症状の変動性などを特徴とする疾病・状態を持つ人の中には、継続的な療養の必要や生活上の強い制限がありながら、指定難病や障害者手帳制度の対象となりにくい人がある。病名や障害者手帳の有無だけでなく、生活上の困難とそれに応じた支援の必要性に基づく市の対応について問う。 ア 既存制度の対象とならない内部疾患、先天的血管異常、慢性疲労、慢性疼痛、発作性疾患等を持つ市民の人数、相談状況、生活上の困難及び支援ニーズをどのように把握しているか。 イ こうした市民から相談があった場合、医療、障害福祉、介護、生活困窮、就労、防災等の関係部署及び県・保健所等をつなぐ総合的な相談・支援をどのように行っているか。 ウ 市単独の福祉施策として、障害者手帳の有無や等級、指定難病受給者証の有無だけでなく、医師の意見書等により確認された生活上の困難、活動制限、症状の変動、発作・急変の危険などを考慮して対象者を判断する仕組みを検討する考えはないか。 エ 福祉タクシー券、通院交通費助成等の移動支援及び救急医療情報キット等について、障害者手帳を持たない人であっても、医師が必要性を認めた場合に利用できるよう、対象を拡大する考えはないか。 オ 市の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、障害者手帳の有無や等級だけでなく、本人の申出や医師の意見に基づき、実際の避難上の困難と支援の必要性を判断する仕組みとなっているか。 カ 市役所、公共施設及び指定管理施設において、障害者手帳を持たない内部疾患等のある市民に対しても、個別事情に応じた合理的配慮を行うとともに、既存制度から漏れる市民の実態を踏まえ、市独自の補完的支援制度を検討する考えはないか。

2 流山市の水害対策について	(1) レベル4 危険警報が発令された流山市においても、住家等への被害として床上浸水、床下浸水。公共施設での雨漏り、床下浸水、ホールの浸水、落雷による空調設備の不良などが発生した。それぞれの被害に対して、どのような回復措置をとってきたか。 (2) 今後は流山市においてもレベル5 特別警報が発令された県下の他の自治体が被ったような豪雨被害も起こりうる気象環境となったことは明白だと思うが、このことに対する備えをどのように行っていくか。今回流山市で発生した住家等への被害、公共施設への被害に加え、他自治体で発生した上下水道の被害、河川氾濫、鉄道・路線バスの運休、車の故障と放置、災害ごみの発生などを想定した対策について問う。
-----------------------	---

質 問 事 項	要 旨
1 猛暑・酷暑から市民の命を守る方策について	(1) 日本は酷暑地点の増大、連続した猛暑など、日中に外出するのは危険な状況が続いた。欧州には熱波が襲い、フランスでは、エアコン普及率が低く熱中症による被害者の増大、大規模な山火事国難ともいえる災害であった。 そこで、暑さを災害ととらえ、危機管理を充実させ、本市独自の暑さ対策ができるようにしていくことが真に市民の命を守ることにつながると思うがどうか。 また、毎年猛暑・酷暑に異なる形で見舞われることをふまえて、「暑い日は絶対に外出せず自らの命を守る行動を」といった強いメッセージ性を持たせ、市民に訴える情報発信の方法を毎年工夫してはどうか。
2 介護従事者の人材確保について	(1) 介護は、仕事がきつい割に給料が安いことがあげられ、定着率が低く、離職者が多いと言われている。ただ、これは、サービス業の多くの業種にみられる傾向であり、その根本には、業務をこなすのに手一杯で改善提案までする余裕がないといった共通の課題がある。行政は、事業者の意見をきく、利用者の声をきくという立場にあり、介護従事者の生の声や介護分野にある隙間サービスの必要性をきく機会に恵まれていることから、サービス業という視点での傾聴姿勢がより重要になると思うがどうか。その結果、相談現場での助言や積極的な改善提案ができる人材の育成を通じて介護事業に魅力を感じ、提供するサービスを向上させることに貢献していくと思うがどうか。

3 外国人観光客誘致の アプローチについて	(1) 滞在型観光推進の条件として、観光地まで比較的短時間で 行ける、滞在地自体にも魅力があり散策して楽しい、気候や風土に恵まれている、何度訪れても新たな発見があるなどがあげられる。本市は、いずれの条件も満たしていると思うことから、観光施設の情報提供や観光資源の磨き上げに合わせて外国人向け滞在型観光推進を引き続き模索すべきと思うがどうか。 (2) ドイツの観光客を集客するにあたり、日本の夏はおすすめできないと、以前は言われていた。近年、フランス、メキシコ、スペインの観光客は、真夏でも東京散策を中心に楽しんでいたことを考慮すると、夏場のインバウンドもチャンスと思うがどうか。 (3) 台湾の観光客の集客については、団体客を主な対象として、旅行代理店との交渉、コース提案、商品価格設定を中心に交渉を進め、まずは定番商品となることを目指す必要があると思うがどうか。 (4) 日本の映画で日本人の多くが知っているところ、食べ歩きに楽しいところなどを、フランス人グループに案内したところ比較的好評であった。自らの体験、日本人が多い場所、観光スポットなどを組み合わせて観光コースを提案することも大切と思うがどうか。
----------------------------------	--

質 問 事 項	要 旨
1 改正労働施策総合推進法の施行に伴う本市のハラスメント対策の強化について	(1) 令和8年10月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務化される。これを受け、本市においても庁舎内の防犯カメラ増設や通話録音装置の導入、庁舎内での啓発ポスターの掲示といった各種対策が実施されている。一方で文部科学省においても、教職員に対する保護者等からの理不尽な要求や暴言といった学校における同様のハラスメント被害防止に向けた指針がまとめられた。このような事案に対する本市の小中学校における対策の現状と今後の対応方針について問う。
2 本市の上下水道事業について	(1) 本市の下水道使用料については、令和9年4月からの使用料改定を目指し、審議会を経てパブリックコメントを実施したところである。パブリックコメント等の意見を踏まえた上でも、平均23.5%の値上げとの方針に変更はないのか。また、下水道使用料改定の理由のひとつとして、「下水道施設の耐震化を進めること」を掲げているが、耐震化の具体的な方針について当局の見解を問う。 (2) 令和8年第2回定例会における、水道料金改定に係る市政に関する一般質問に対し「北千葉広域水道企業団に支払う受水費の単価について、令和10年度に値上げ改定が予定されているが、受水費の単価改定案が示されていない」との答弁があった。その後の同企業団における改定案の策定状況とそれに伴う本市の水道料金改定の検討状況について問う。

3 流山おおたかの森駅西口ロータリーの混雑緩和策と安全対策について	(1) 流山おおたかの森駅西口ロータリーは、大型物流施設への従業員用送迎バスが多数発着しており、今後も流山インターチェンジ周辺の開発に伴い、従業員用送迎バスの発着数は更に増加の一途を辿ると考える。現時点においても、朝夕には送迎による一般車両、バス、タクシーが集中し、激しい混雑とそれに伴う歩行者の安全性の低下が課題となっているが、現在の混雑状況への当局の認識を問う。また、今後のハード・ソフト両面における具体的な混雑緩和策と安全対策として従業員用送迎バスを含めた各種車両の停車場所を新たに設けるべきと考えるが、当局の見解を問う。
--	---

質 問 事 項	要 旨
1 医療的ケア児者や重症心身障害児者の各種支援について	(1) 国会では令和8年7月24日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」が全会一致で可決成立し、令和9年4月1日より「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」として施行される。同改正法では、18歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児者を新たな支援対象とし、切れ目のない支援体制の構築に向けた各種取組が明記されている。そこで、以下2点について当局の見解を問う。 ア 同改正法の施行の意義及び本市における諸課題について、当局はどのように捉えているのか。また、これまでも当事者やその家族においては、成人を迎える18歳を機に、それまで利用していた医療や福祉サービス、相談支援等が途切れてしまう、「18歳の壁」が大きな障壁となっているが、同改正法では切れ目のない医療や福祉サービスの充実が明記されている。そこで、18歳の壁の解消に向け、市としてどのような対応や支援の拡充を考えているのか。 イ 同改正法では医療や福祉の体制強化はもとより、就労支援や生涯学習の更なる推進等、幅広い支援の拡充についても明記されているが、庁内での連携強化に向け、どのような体制整備を考えているのか。
2 マタニティタクシー利用助成制度の更なる支援の拡充について	(1) 令和5年4月より本市で導入されているマタニティタクシー利用助成制度の各種支援の拡充について、以下2点を問う。 ア 令和6年第3回定例会の市政に関する一般質問において、利用できるタクシー事業者の拡充について質問したが、その後の進捗状況はどのようなになっているのか。 イ 助成期間の延長についても、令和6年第3回定例会の市政に関する一般質問で取り上げ、更なる期間の延長を求めたところ、現在では産婦健診までの延長がなされている。一方で、本制度の利用者の中には更なる期間の延長を求める声があることから、乳児健診や定期予防接種も対象とすべきと考えるが、当局の見解を問う。

質 問 事 項	要 旨
1 流山市における指定管理事業の在り方について	(1) 流山市における指定管理者制度は平成 15 年の地方自治法の改正を受け、翌平成 16 年の「流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の制定を経て、平成 18 年 4 月より生涯学習センターやコミュニティプラザの導入に始まり令和 7 年度末でその対象施設は 51 施設に至っている。 その評価結果は指定管理者事業報告評価結果として毎年ホームページで公開されているが、マンネリ化していないか、内容が十分なものなのかという感覚をお持ちの方も多いのではないかと考えます。 市のホームページには制度の目的は「市民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図る」とされていますが、果たしてその目的は達成できているのだろうかという事です。 そこでその事業評価について以下、3 点について問う。 ア 指定管理者制度実績報告書はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 イ 指定管理者収支実績報告書はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 ウ 満足度調査実施状況調査票はどのような情報を元にどのような手順で作成されているのか。 (2) 先にも述べた通り、流山市は指定管理者制度導入におけるパイオニア的な位置を占めていたことは誰しも認めるものと思料するが、それ故に制度や運用において不完全・不十分な点が存在することもまた真実であるとも言えます。 ここでは客観的指標となる指定管理者収支実績報告について掘り下げ議論を進めるため以下、3 点について問う。 ア 指定管理事業者は 5 年ごとに選定することとなっているが、その際に流山市が直営で事業を行った場合の費用について試算しているのか。 イ 指定管理者収支実績報告書における指定管理者事業・自主事業の収支は具体的にどのように算出しているのか。また、本社共通経費などはどう反映しているのか。 ウ 指定管理受託者は民間企業であることから、企業会計と公会計との整合性をどの様に調整しているのか。

質問事項	要 旨
1 前ヶ崎不二団地の火災後瓦礫の撤去について	(1) 令和7年8月16日に起った前ヶ崎不二団地の火災瓦礫の行政代執行による撤去について問う。 ア 1年経っているが周辺住民からの意見や要望はどのようなものがあつたのか。また、通学児童及び高齢者の安全確保はどのように対応しているのか。 イ 今後、相続放棄などによる所有者不明の財産についての近隣住民からの危険物の撤去や草刈りなどの要望についての対応はどうか。
2 8月13日の大雨によるキッコーマンアリーナ近くの歩道の破損について	(1) 令和8年8月13日の大雨の際に発生したキッコーマンアリーナ近くの歩道の破損について問う。 ア 歩道が崩れ暗渠が剥き出しになった破損はどのようにして起つたのか。 イ 歩道の破損していない他の部分についての安全確認はどうか。また、市内の同様な構造の歩道について再発防止はどうか。
3 運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業について	(1) 令和8年7月12日に行われた運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の説明会について問う。 ア 説明会での市民からの意見や要望に対する県の対応状況や結果について市は把握しているのか。 イ 今回の説明会において参加者から、今後の計画についての説明や資料が足りないとの意見があつたが、県へ改善要望はしたのか。
4 感震ブレーカー補助金について	(1) 地震による火災の発生を抑止する効果が期待できる感震ブレーカーについて問う。 ア 感震ブレーカー設置に係る市の対応状況はどうか。 イ 令和8年第1回定例会において議案第28号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されているが、その後の感震ブレーカー普及促進の取組状況はどうか。 ウ 感震ブレーカー単独の補助金についてはどうか。

質問事項	要 旨
1 敬老バス貸出の柔軟化について	(1) 敬老バス「さつき号」貸出事業における多世代交流目的での利用の柔軟化について
2 ムクドリのねぐら対策について	(1) 令和8年度に実施された誘導作戦について ア 本対策により、近隣マンション等へムクドリが移動することは過去の実績からも想定されたと考えるが、周辺住民への事前周知は行ったか。 イ 現在のムクドリの飛来状況をどのように把握しているか。 ウ 柏の葉キャンパス駅を擁する柏市など、近隣自治体との連携状況について伺う。 (2) 今後の対策に活かすため、ムクドリの移動先に関する記録やデータの蓄積を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 (3) 害虫を捕食する益鳥としての側面も持つムクドリの生態について、市民への周知・啓発に取り組む考えはあるか。
3 心や体を大切にする包括的性教育の目的及び実施体制について	(1) 本市では外部講師による包括的性教育が実施され、本年度3年目を迎える。この取組は、わいせつ被害等から子ども自身が心と体を自分で守る力を育むとともに、流山市教育大綱に掲げる個人と社会のウェルビーイングの実現にも資するものと捉えている。このことを踏まえ以下を問う。 ア 防止的な知識の付与にとどまらず、自己肯定感や自己決定・他者尊重の力を育むという目的を市はどのように位置づけているのか。また、子どもが声を上げた後、相談先へつなげる体制はどう整えられているのか。 イ 専門性を持った外部人材が実施することの意義をどう捉えているか。また、モデル実施（令和6年度）から3年目となる現在までの、対象校数・実施時間数・予算の推移はどうか。 ウ 小学校低学年から中学生までの各段階における児童生徒の変化、及び保護者向け講演の実施状況・反応を、市はどのように把握しているのか。 エ 今後経年で比較可能な定点観測のしくみを整えるとともに、特別な機会にとどまらず学校教育に組み込まれた学びとして定着させていく考えはあるか。

質問事項	要 旨
1 流山市公営住宅等長 寿命化計画について	(1) 市営住宅は、住宅の確保に困難を抱える住民の居住を支える重要なセーフティネットである。人口22万人規模となった本市において建物の長寿命化を進めるとともに、市営住宅が担う機能を将来にわたり持続させる視点から、以下を問う。 ア 本市における市営住宅の応募倍率や入居状況、単身高齢世帯の増加、民間賃貸住宅を取り巻く現状を踏まえ、今後の住宅確保要配慮者の需要と市営住宅が担うべき役割、必要な供給量をどのように捉えているか。 イ 住宅確保要配慮者への支援やニーズの把握はどのように行っているのか。また、まちづくり推進部と健康福祉部との情報共有および連携の取組状況と把握している課題は何か。 ウ 市営住宅の老朽化の現状をどのように把握し、計画的な長寿命化をどう進めていくのか。また民間賃貸住宅の借り上げ等を含め、今後10年、20年先を見据えた住宅確保についてどのように考えているのか。 エ 将来的に市営住宅として用途を終える方針とする場合の判断根拠は何か。

質 問 事 項	要 旨
1 妊娠期と食育について	(1) 食育基本法では前文に「食に関する知識と食を選択する力を習得すること」が基本理念として掲げられ、農林水産省が今年度更新された第5次食育推進基本計画でも全世代での食育推進が強化されている。周産期においても、単なる栄養指導や食の簡易化にとどまらず、解毒機能が未発達な胎児や乳幼児の神経系等への影響に関する視点も踏まえ、妊婦自身が安心・安全な食材や無添加など、体に良いものを主体的に選択できる知恵を養う支援が重要と考える。そこで以下を伺う。 ア 現在、本市が母子手帳交付時の面談において、妊娠期からこうした食の選択肢や知恵に関する啓発・助言はどのように行われているか。 イ 子育てアプリながれやま等を通じた情報発信において、単なる栄養バランス情報に加え、食品表示の見方や安全な食材選びなど、食育基本法の理念に沿って妊婦自らが良い食を選択・実践できる環境整備に取り組む考えはあるか。
2 妊娠期からのデジタルとの適切な付き合い方について	(1) スマートフォンやSNS、動画等の普及に伴い、子育ての現場においてもこどもをあやしたり静かに過ごさせたりするためにデジタル機器を見せることが身近になっている。一方で、乳幼児期からのデジタル接触や、保護者自身の過度な利用が、こどもの発達や生活習慣に与える影響に加え、母親の産後うつや孤独感といったメンタルヘルスの課題とデジタル依存が相互に影響し合う危険性も指摘されている。新しい時代におけるデジタル環境とどう向き合うべきか、将来的なリスク予防の観点も踏まえ、本市の取り組みについて伺う。 ア 本市では、妊娠期におけるスマートフォン、SNS、動画、オンラインゲーム等の過度な利用や、デジタル機器との適切な付き合い方について、妊婦やそのパートナーへの啓発を行っているのか。 イ 乳幼児をあやしたり静かに過ごさせたりするために動画等を利用することが一般化している現状や、保護者の過度なデジタル利用と産後うつや孤立感との関連性について、本市はどのように認識しているのか。 ウ 妊娠届出時や乳幼児健診等の接点を活用し、睡眠等の生活習慣と併せて、適切なデジタル機器との付き合い方や産後うつへの予防、親子の直接的な触れ合いの重要性について情報提供・啓発を行う考えはないか。 エ ネット・ゲーム等の依存予防や早期相談に向け、相談窓口の周知を図るとともに、妊娠期から乳幼児期、学童期へと切れ目なく、家庭での適切なデジタル利用を学ぶ機会を設ける考えはないか。

3 宮園地区における高齢者等の移動手段の確保について	(1) 高齢化が進む地域では、自家用車の運転が困難になった高齢者等の移動手段確保が大きな課題となっている。特に宮園地区では、坂道等の影響で流山セントラルパーク駅や周辺の医療機関・商業施設への移動に苦慮する声が多く、移動手段の確保が求められている。宮園地区の移動手段確保について、以下の通り伺う。 ア 宮園地域において公共交通を求める声が多くあることへの市の認識と、同地域の移動実態や交通需要を調査する考えはあるか。 イ 流山セントラルパーク駅前にはバス停留スペースが整備済である。宮園地区を経由する路線バス開設について見解を求める。 ウ 路線バス開設に向けて、市から民間バス事業者へ地域の需要を共有するなどの積極的な働きかけはできるか。 エ 路線バス導入に必要なニーズ調査や住民組織の立ち上げ、あるいは開通までの代替手段の検討に対し、市としてサポートしていく考えはあるか。
4 八木南小学校通学路の道路排水対策について	(1) 八木南小学校の通学路である芝崎地区の都市計画道路 3・4・9号南流山名都借線において、雨上がりの水たまりによる車両の水はねで児童の衣服が濡れる状況が長年続いており、登校後に体操着に着替えたりドライヤーで服を乾かす等の対応を余儀なくされている。児童が安心して通学できる環境を確保する観点から、以下を伺う。 ア 最近行われた歩道整備工事の進捗状況および工事後も解消されない水はね問題の原因について伺う。 イ 本地域の排水改善に向けた事業の見通しや事業完了までの期間について、市から県への働きかけや連携状況を伺う。あわせて、事業完了を待つ間、児童の安全を確保するための暫定的な冠水・水はね対策を講じるよう県に申し入れる考え、ならびに市としてできる対応についての見解を伺う。

質問事項	要 旨
1 防災・減災の強化について	(1) 能登半島地震・熊本地震の教訓を生かした対策について問う。 ア 能登半島地震・熊本地震では、避難生活の環境改善が重要な課題となったことから、いわゆるTKB48（トイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に整える）を本市の防災計画に明確に位置づけるべきではないか。 イ 国が能登半島地震を踏まえ、避難所の各種ガイドライン等を改定し、トイレトレーラー、キッチンカー、段ボールベッドなどについて明記したほか、能登半島地震で災害対応車両が有効だったと評価していることを踏まえ、市としてトイレトレーラーやキッチンカーを購入・保有すべきではないか。また、スフィア基準を避難所運営の目標として採用すべきではないか。 ウ 備蓄について、食料だけでなく、衛生用品、簡易トイレ、ベッド、プライバシー確保用品など「避難生活の質」を重視する方向へ転換すべきではないか。 (2) 令和8年8月千葉豪雨の教訓を生かした対策と支援について問う。 ア 今回の豪雨における線状降水帯の急な発生という経過を踏まえた今後の避難所の体制整備について問う。 イ 浸水被害を受けた市民の暮らしと生業への支援対策について問う。 ウ 今回の浸水地域は以前から度々浸水してきた地域であることから、今後の治水対策について問う。
2 東部地域のまちづくりについて	(1) 前ヶ崎字川村台722番7他における物流倉庫の建設計画による豪雨時の土砂災害・浸水被害の防止対策について問う。 (2) 地域コミュニティの拠点となり、公共的役割を担っている自治会館の老朽化対策について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 市長の政治姿勢について 2 教育行政について	(1) 先の国会で「皇室典範等の一部を改正する法律」が成立したが、日本国憲法の条項と精神に照らせば当然認められるべき女性天皇・女系天皇の道を閉ざし、日本社会における女性差別を助長しかねないとする。「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を制定し、ジェンダー平等に取り組んできた流山市の市長としてこれをどう捉えているのか市長の見解を問う。 (1) 学校給食について ア 令和8年4月より国による小学校給食の負担軽減がスタートし、完全無償化とする市町村が増加している。一方、県下54自治体のうち保護者負担を求めているのは流山市だけであり、まず小学校給食を完全無償化とすべきと考えるがどうか。 イ 中学校給食についても、完全無償化すべきではないか。せめて第2子以降の無償化にむけて、力をつくすべきと考えるがどうか。 (2) 不登校を含む長期欠席児童生徒への対応について ア 令和7年10月に発表された児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果において、令和6年度の不登校児童生徒が35万人を超えたことが大きく取り上げられた。一方で病気による30日以上長期欠席が10万人、「その他」も4万人を超えており、無視できない数字と考える。令和7年度の全国調査結果はまだ発表されていないが、令和7年度の流山市内の不登校児童生徒数は何人であり、うち90日以上欠席は何人か。また病気、および「その他」による長期欠席児童生徒は何人か。その支援はどうなっているのか。 イ フリースクール助成制度の進捗について問う。 (3) 教職員の欠員の現状について問う。 (4) 1クラス35人学級の進捗について問う。

質 問 事 項	要 旨
1 市民が主人公の市政の実現に向けて	(1) 気候非常事態宣言について (2) 市指定ごみ袋について (3) 来春の流山市長選挙において市民に分かりやすい政策論戦を求める立場から、以下問う。 ア 副市長2名体制や公共施設の戦略的統廃合など「行政の在り方」について総務部長に問う。 イ 平成15年8月30日付け広報ながれやま財政事情特集号で示された単年度収支や基金残高、地方債残高、財源不足（予算要求額と実際の予算計上額との差）、財政調整積立基金残高などは直近の各数値と比較して、現在の財政状況についてどのようなことが言えるのか財政部長に問う。
2 高齢者福祉の拡充について	(1) 第10期介護保険事業計画について (2) 健康の維持・増進に向けた施策の拡充について
3 交通政策について	(1) つくばエクスプレスの8両化の進捗について

質 問 事 項	要 旨
1 高齢者の移動手段とシニアカーの駐車問題について	(1) 本市における高齢者の移動手段の現状と今後について以下に問う。 ア 高齢化の進展や運転免許証の返納等に伴い、今後、高齢者の移動手段を確保する必要性はさらに高まると考えるが、市は現状の課題及び今後の需要をどのように認識しているのか。 イ 公共交通による移動支援だけでなく、高齢者が自ら移動できる環境の整備により、外出機会や社会参加を確保することについて、市は高齢者福祉の観点からどのように考えているのか。 (2) 高齢者の自立した移動手段としてのシニアカーについて以下に問う。 ア 市内における利用実態や利用者数等をどの程度把握しているのか。また、高齢者の自立支援、外出機会及び社会参加の促進という観点から、その役割をどのように認識しているのか。 イ シニアカー利用者が駅、公共施設、医療機関、商業施設等を利用する際、駐車場所に困る事例や相談について、市はこれまで把握したことがあるのか。 (3) 駅周辺等におけるシニアカーの駐車問題については、令和6年度第3回流山市自転車駐車対策審議会で、シニアカーと思われる車両の駐輪場受け入れについて議論されている。そこで以下について問う。 ア 自転車駐車対策審議会で「一時的に止める利用は想定されない」とした判断は、実際の利用者ニーズを十分把握した上でのものなのか。 イ シニアカーで駅まで移動し、そこから鉄道に乗り換える利用者の場合、シニアカーを駅周辺に一時的に駐車しておく必要が生じる。このような利用形態について、市はどのように考えているのか。 ウ 現在、市営自転車駐車場等においてシニアカーを受け入れることができない具体的な理由は何か。また、スペース、安全管理、料金体系その他の課題を整理・検討したことはあるのか。 (4) 新たなモビリティ政策との整合性について以下に問う。 ア 本市では、電動キックボードのシェアリングサービスについて市内各所に専用ポートを設置するなど、新たなモビリティの利用環境整備を進めている。一方、高齢者等の自立した移動を支えるシニアカーについては、駅周辺等に安心して駐車できる場所が十分に確保されていない。この現状について、市は政策上どのように考えているのか。 イ 現在、導入に向けた検討が進められているグリーンスローモビリティについては、安全に停車できる停留場所を含めた検討が行われている。高齢者の移動手段を考える上では、移動手段そのものだけでなく、目的地における停車・駐車環境まで含めて整備する必要があると考えるが、市の見解を問う。

2 空き家の適正管理について	(1) 管理が十分に行われず、周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家への対応について、以下に問う。 ア 雑草の繁茂や小動物等の侵入などについて市民から相談を受けた場合、市は所有者等に対してどのような対応を行い、その後の改善状況をどのように確認しているのか。 イ 所有者等に対し通知や電話等による改善の働きかけを行っても、長期間改善されない空き家について、市はどのような対応を行っているのか。また、このような事例をどの程度把握しているのか。 ウ 改正空家法を踏まえ、本市では令和8年4月に「流山市管理不全空家等及び特定空家等の判断の手引き」を策定しているが、管理不全空家等への対応について、従来の対応からどのような強化が図られるのか。また、現在までの運用状況について問う。
3 広域災害時における自治体間の相互支援・共有備蓄について	(1) 大規模災害時における備蓄物資・災害対応資機材の自治体間相互支援について、以下問う。 ア 大規模災害時には、一自治体ですべての備蓄物資や災害対応資機材を確保することには限界があることから、自治体間で相互に融通・派遣する「共有備蓄」という考え方が重要と考える。本市における自治体間の物資・資機材の相互支援について、現在の体制及び市の認識を問う。 イ 能登半島地震をはじめとする近年の大規模災害では、断水等の長期化により、避難所におけるトイレや入浴環境の確保が大きな課題となった。本市では、こうした近年の災害を踏まえ、災害時におけるトイレ及び入浴環境の確保について、どのような検討及び対策を行っているのか。 ウ 自治体間で相互に派遣・活用できる災害対応資機材として、トイレトレーラーや循環型シャワー等を本市に導入し、平時には市内で活用するとともに、災害時には被災自治体への派遣や、相互支援による本市への受援につなげる体制を構築することについて、市の見解を問う。

質問事項	要 旨
1 宅配ボックス購入支援事業補助金について	(1) 令和7年度に決定し実施した宅配ボックス購入支援事業補助金が、わずか1年で終了した理由について問う。
2 本市の災害時の安全対策について	(1) 令和8年8月13日に発生した千葉豪雨において、本市も線状降水帯の雨域となる中で、死者等の人的な面では甚大な被害を免れたが、1時間に50ミリを超える降雨による河川や内水の氾濫が生じた場合、市内各地区の被害をどのように想定しているか。また、対策について、当局の見解を問う。 (2) 今回の大雨により、指定避難所であるキッコーマンアリーナ付近の歩道が崩れ落ち、地下の暗渠がむき出しになる被害が発生したと報道されたが、その原因と今後の対策について問う。 (3) 集中豪雨による広域的な被害の発生に対し、市として具体的な対応策をどのように計画しているか問う。 (4) 大規模地震等の災害により水道等のライフラインが断たれ、トイレや生活用水の使用が困難となった場合の対応策について問う。
3 流山おおたかの森駅西口エリアの渋滞対策について	(1) 現在、週末や年末年始を中心に著しい交通渋滞が発生している流山おおたかの森駅西口は、今後ロータリーへ進入できる道路が実質1路線に限定されてしまうが、渋滞対策をどのように講じていくのか、見解を問う。

質 問 事 項	要 旨
1 令和8年8月千葉豪雨における災害対応体制について	(1) 令和8年8月13日の大雨により、市内では道路冠水及び住家等の浸水被害が発生した。この浸水は、河川の堤防決壊等による外水氾濫ではなく、降雨量が排水能力を超えたことによる内水氾濫であった。内水氾濫は、外水氾濫と比べて発災までの時間が短く、判断の基準や災害の性質において異なるものと理解している。しかし本市には、避難情報の発令を含め、内水氾濫を対象とした判断の枠組みが十分に備わっていなかったのではないかと受け止めている。短時間の集中豪雨による内水氾濫からも市民の安全を確保しうる体制を構築し、今回の経験を今後活かすべきと考えることから、以下について問う。 ア 水防本部及び災害対策本部は設置されたのか。 イ 職員の配備体制はどのようなものであったか。 ウ 自主避難所の開設について、どのような検討が行われたのか。
2 浸水対策においてインフラが果たした役割と今後の整備課題について	(1) 本市はこれまで、南流山地区の浸水対策として新東谷調整池の整備などを進めてきた。しかし令和8年8月13日の豪雨では、流山1号雨水幹線において越水が発生した。また同地区では、道路冠水により多数の車両が水没したほか、住家等の浸水被害が生じている。そのため、住民の防災に対する意識は大きく高まっており、再び同様の被害が生じるのではないかと不安、そして早急な対策を求める声が、数多く寄せられている。これまで整備してきた施設が今回どのような役割を果たしたのかを確認するとともに、今後必要となる整備の課題を整理する必要があると考えることから、以下について問う。 ア 新東谷調整池は、今回の豪雨においてどのような役割を果たしたのか。 イ 流山1号雨水幹線の越水は、どのような原因によるものか。 ウ 坂川の水位上昇及び松戸排水機場の稼働状況は、市内の排水にどのような影響を及ぼしたのか。

3 南流山駅周辺のまちづくりについて	(1) 令和8年8月22日に開催された南流山駅周辺地区まちづくりシンポジウムについて、以下を問う。 ア このシンポジウムの目的や狙いは何か。 イ シンポジウムへの参加者数と参加者の声はどうだったか。 ウ 駅前広場にパネルを展示するオープンハウスは、どのように運営されるのか。 (2) 駅前広場改修整備工事の基本設計の業務委託契約締結に向けた進捗、今後のスケジュールについて問う。
---------------------------	--

質問事項	要 旨
1 本市の医療体制について	(1) 東部、北部地域の病院新設計画のその後について (2) 小児科などの誘致促進と支援制度の活用状況について ア 本市は小児科などの医療施設誘致に向けた独自の優遇・奨励金制度を整備している。小児科に係る「企業等立地促進奨励金」の実績と成果・課題について問う。 イ 小児科医療の地域的偏在の現状認識について問う。 (3) 急増する高齢者の在宅療養を支える訪問診療の拡充について ア 団塊世代の後期高齢化や単身高齢世帯の増加に伴い、急増が見込まれる在宅医療ニーズに対し、現在の市内訪問診療体制をどう評価しているか。 イ 高齢者の在宅看取りや24時間往診に対応する「訪問診療クリニック」の市内開業を促進させていく考えはあるか。
2 学校図書館の充実・発展について	(1) 本市において積極的に推進されている学校図書館施策のさらなる発展と教育環境の充実を図るため、以下の3点について市の見解を問う。 ア 令和8年度の市内小中学校における学校司書の配置状況及び勤務日数・待遇の現状と課題について問う。 イ 教員と学校司書が協働しやすい体制づくりについて、見解を問う。 ウ 市立図書館との蔵書融通や専門的支援のさらなる連携強化が必要と考えるがどうか。
3 松ヶ丘の野馬土手を文化財にすることについて	(1) 鎌ヶ谷市に所在する「下総小金中野牧跡」(捕込跡)は国の史跡に指定されているが、松ヶ丘など千葉県内の野馬土手と一体となって保存・評価されてこそ、真の意味で、千葉県全体の野馬文化が完成するものとする。これを踏まえ、以下について市の見解を問う。 ア 松ヶ丘の野馬土手における県指定文化財に向けた現在の進捗状況及び今後の見通しについて イ 野馬文化の広域的な保全・活用に対する市の認識及び位置づけについて

質問事項	要 旨
1 公園と子どもの遊び場について	(1) 国語辞典で調べると、それぞれ表現の違いはあるが、公園とは「人びとが休息したり遊んだりできる場所」「憩いの場所」と概ね定義されている。そこで以下を問う。 ア 本市は公園をどのようなものと考えているか。 イ 総務省が委託して行った子どもの居場所に関する調査によると、公園はこどもが放課後や休日に過ごす場所として、上位に位置している。このことは公園がこどもたちにとってとても重要な居場所であることを示唆していると考えるが、本市の見解はどうか。 ウ こうのす台住民から、こうのす台5号公園並びに隣接するこうのす台子どもの遊び場の雑草について数回相談を受けた。私の腰程度にまで伸びた雑草が公園並びに子どもの遊び場の広範囲に亘り繁茂している状況であった。そのような状況になった要因を問う。
2 盆踊りと流山音頭について	(1) この夏も市内各地で夏祭りや盆踊り大会が開催され、大いに盛り上がったことは記憶に新しい。盆踊りは平安時代の僧侶空也上人などが始めた「念仏踊り」がルーツともいわれ、我が国の伝統的な行事であり、最早文化遺産ともいえる。そこで以下を問う。 ア 老若男女が集い、大勢で楽しめる盆踊りは、単に伝統行事というだけでなく、地域の活性化ならびに結束に大きく寄与していると考えるが本市の見解はどうか。 イ 近年盆踊りは大きく様変わりしてきている。DJを入れ盛り上げるなどのスタイルの変化や、「盆ジョビ」と言って、アメリカの某人気バンドの曲をかけたりと使用楽曲の変化もみられる。大いに盛り上がる反面、本来の盆踊りで使用されてきた「流山音頭」や「東京音頭」といった曲が流れる時間が年々減っている会場もあり、そのことに対する不満の声も聞こえる。このことは我が国が誇る伝統行事の衰退にも繋がりがねないと考えるが本市の見解はどうか。 ウ 本市の名前を冠する「流山音頭」並びにその踊りは、長く市民に愛されてきた。しかしながら近年では流山音頭を知らない、もしくは踊れない市民も増えてきたと考える。「流山音頭」の普及促進は市民の本市への愛着を育む効果があると考えるが本市の見解はどうか。また、これまでの普及促進はどのようになされてきたか。



陳情第11号

放課後児童クラブ（学童保育）における長期休業時の利用制度
拡充および公的支援の推進に関する陳情書

（陳情の趣旨）

本市は「母になるなら、流山市。」のキャッチコピーのもと、子育て世代の積極的な誘致と子育て施策の充実に力を注いで来られました。しかしながら、小学校低学年児童の放課後および夏休み等の長期休業期間における居場所づくり（学童保育環境）においては、保護者の実態やニーズとの間に大きな乖離が生じています。

現在、本市の公設放課後児童クラブは年間を通じた継続利用（通年利用）を前提とした運用となっており、夏休み等の長期休業期間のみの預かり制度が公的に確立されておられません。通常期は習い事や家庭内で対応しつつも、終日預かりが必要となる長期休業中のみ利用したい世帯や、公設の定員等で漏れた世帯は、月額数万～10万円を超える高額な民間学童を利用せざるを得ず、保護者に極めて重い経済的・精神的負担がのしかかっています。

近隣自治体や県内他都市等の事例に目を向けますと、公的インフラを活用した柔軟かつ体系的な子育て支援が実現されています。

- ・千葉県柏市：全市立小学校で「アフタースクール事業」を展開し、夏休み期間のみの月単位利用枠を公的に設けているほか、月額数千円程度の公的利用料、市主導の昼食（お弁当配食）注文システムの導入など、保護者の負担を多角的に軽減する制度を構築しています。
- ・千葉県成田市：公立児童ホームにおいて、通常に通年入所とは完全に独立した「春・夏・冬休みそれぞれの長期休業のみの入所枠」を明確に制度化してまいります。各休業期に対する事前申請スケジュールを明確に提示し、オンライン申請にも対応するなど、保護者が予見可能性を持って利用できる仕組みを整備しています。
- ・千葉県千葉市：市内全校で展開する「アフタースクール」において、夏季休業期間に限定した短期利用（入所）枠や、通常利用者が夏休みのみ休むことができる休所制度を設けるなど、家庭ごとの多様な働き方に応じた柔軟な運用を行っています。
- ・東京都国立市：入退所手続きの柔軟化（前月15日締め）により長期休業中の確実な受け皿を確保し、学校給食センターを活用した夏休みの昼食提供など、

保護者の就労維持に向けた施策を進めています。

本市が真に「子育てしやすい街」であり続けるためには、子育て世代のブランディング施策のみならず、保護者が働き続けながら安心して子どもを育てられる公的支援の質的向上が不可欠です。

つきましては、子育て世帯の負担軽減と児童の健全な育成環境の確保のため、下記事項について早期に施策を推進・実施していただくよう陳情いたします。

(陳情事項)

- 1 長期休業期間（夏休み・春休み・冬休み）における公設学童保育の短期利用制度の創設
夏休み等の長期休業中のみ預かりを必要とする世帯に向け、月単位での一時入所枠や成田市・千葉市のような長期休業限定の申請枠など、柔軟に利用できる公的制度を導入すること。
- 2 長期休業中の昼食（お弁当配送等）の公的サポートの導入
長期休業期間中の保護者の弁当作成負担を軽減するため、事業者と連携した一括配食・事前注文システム等の導入や給食センターの活用を市として検討・推進すること。
- 3 公設学童の受け入れ能力拡充および民間利用世帯への経済的支援の検討
公設学童の定員拡大を進めるとともに、公設の柔軟性が不足しているために高額な民間学童を利用せざるを得ない世帯への助成など、実質的な経済負担の格差を是正する仕組みを検討すること。

子育て支援は未就学児期間のみで完結するものではありません。保育園の整備にとどまらず、小学生以降の放課後および長期休業期における支援の充実こそが、真の「子育てしやすい街」の実現に不可欠です。市長および市議会におかれましては、これまでの施策をさらに発展させ、学童保育環境の改善に向けて真摯に対応を進めていただきますよう強くお願い申し上げます。

令和8年7月31日

陳情者

[Redacted signature]

流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第12号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情事項)

2027年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

(陳情理由)

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちをとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあります。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2026年8月17日

陳情者

[Redacted content]

流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第13号

「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情事項)

2027年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

(陳情理由)

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2027年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2 子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

8 G I G A スクール構想を着実に推進し、学校現場における
様々な課題に対応できる環境を整えること。

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多いとあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2026年8月17日

陳情者

[Redacted signature and address block]

流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第14号

「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書

(陳情事項)

2026年6月議会に議案第37号として「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」(いわゆる「廃園条例案」)が、私たちの感覚からすると突然に上程されました。6月議会の結論としては、教育長の言葉を借りれば「想定外の継続審査」になり、8月時点では教育福祉委員会において審査が続けられています。

私たちは、2023年10月の幼稚園協議会の答申及び教育委員会会議での廃園方針決定以降、2度に渡る陳情(「廃園方針の見直し」及び「公立幼児教育施設の存続」)や質問書・要望書・抗議書等を通じて私たちの願いを表明し、教育委員会にも廃園に関し再考と熟慮を求めてきました。

しかし、下記の陳情理由に詳述しますが、この間の教育委員会会議が「形骸化・形式化」し、教育委員会会議での検討・協議に関して市民への情報提供もほとんど無いまま、本年5月の教育委員会会議で「第2回定例会の議案に対する意見申出について」が非公開で審議され、教育委員全員の賛成で可決されました。

私たち市民は、当該議案の中身が「廃園条例案」であったこと、議事の内容としては、わずか一つの質問を経て可決(他の議事を含めて当日の教育委員会会議の所要時間は20分間)されたことを、6月末に公開された議事録でようやく知ることができました。

本陳情は、上記の経過を踏まえ、教育委員会に対し公開性を重んじた教育委員会会議の運営を求めるものです。

(陳情理由)

貴議会におかれましては、日頃から流山市の教育課題に真摯に向き合い、市民の声を反映した議論を展開していただき感謝申し上げます。さて、上記の陳情事項で言及した「教育委員会会議の形骸化・形式化及び公開性の欠如」について、具体的に申し上げます。

- 1 会議時間があまりにも短いことに違和感を覚えます。
流山市教育委員会ホームページには、毎月の教育委員会会議の会議録が公開されています。本陳情書作成時には本年6月までの会議録(開催日時・所要時間・参加者の職氏名・委員や担当職員の発言内容等)が公開されていますが、2023年1月からの各会議の概要を別紙資料のようにまとめました。
会議の所要時間に着目してみると、30分以下が2023年は2回、2024年は6回、2025年は5回、本年は6回中

3回となっています。もちろん、会議時間の長短で会議の質を測ることはできませんが（視察等で会議時間を短くせざるを得ない時もあることは承知しています）、本市教育行政の根幹に係る会議があまりに短時間で処理されていることに違和感を覚えます。

因みに、表で示した中での最長は、2023年10月・11月ですが、これらの会議では附属幼稚園の廃園方針決定やそれに関連する内容について話し合われ、委員間及び委員と執行部との間で活発な議論が交わされた様子が会議録に示されています。

この頃までは、教育委員会会議の公開性は「会議録」によって一定程度保たれていたと言えますが、その後段々と会議録の内容はもとより、教育委員会会議の位置づけ自体が軽くなってきたことは紛れもない事実です。

2 教育委員会委員協議会の位置づけが疑問です。

本年6月12日の議案に対する緊急質疑の中で、市長は「昨年度から、教育委員会委員協議会においても複数回にわたり、幼稚園廃園や幼児教育推進に係る熟議を重ねており、3月末時点ですべての委員から異論はなく、廃園を了承しているとの報告を受けています」と答弁しています。市長に報告したの報告は、当然教育委員会ですが、ここで留意したいのは教育委員全員の同意を取り付けた場が「教育委員会委員協議会」であったことです。

教育委員会委員協議会は、定例の教育委員会会議とは別に、教育委員の知識・知見を深めるための意見交換や事務局との協議を行う場です（市教育委員会組織規則第3条）。しかし、先の教育委員会が市長に報告した内容は、あたかも教育委員会委員協議会の場が、協議会設置の趣旨から外れて実質的に教育委員の合意形成の場になっているのではないかと思わせるものです。

教育委員会委員協議会は、定例の教育委員会会議の後に続けて開催されているようですが、非公開で会議録もありません。参考までに、初回の2024年4月以降の協議会における議題数及び議題（抄）をまとめましたが、教育委員会会議の時間が短くなることが教育委員会委員協議会が頻繁に開かれるようになったことが軌を一にしている様子が見て取れます。教育委員会会議が「形骸化・形式化」されている証左ではないでしょうか。

3 私たちは一貫して決め方がおかしいと主張しています。

私たちは、本年7月1日教育委員会に対し、「本年分の流山市教育委員会委員協議会における配布資料」に関する公文書開示請求を行いました。教育委員会より開示された4月23日分

の資料の中には、「廃園条例制定の提案理由」や「条例の新旧対照表」などもあり、本来教育委員会会議で議論・議決すべき内容が、4月段階の教育委員会委員協議会であたかも事前審議されていた様子が浮かんできます。

確かに、私たちと附属幼稚園保護者会有志が提出した要望書（2025.10.24）と再要望書（2025.12.11）について、その内容と教育委員会の回答（案）が資料として配布された回もありますが、それならばなぜ私たちの思いを教育委員の皆さんの前で述べる機会を与えていただけなかったのかという思いが募ります。それこそが、「教育委員の知識や知見を深める」場としての教育委員会委員協議会の本来の姿ではないかと思っています。教育福祉委員会でも、委員の判断に資するため参考人招致が行われましたが、教育委員会委員協議会においても、教育委員一人ひとりが十分な情報や多様な意見に触れ、それぞれの知見を生かして判断できる環境を整えることは、教育委員会の本来の機能をより一層高めることにつながると考えます。

振り返れば、幼稚園協議会答申での存続・廃園の両論併記の扱い、答申が出された月に教育委員会会議に突然出された廃園方針、本年6月議会に突然上程された廃園条例等、いずれも私たちからすれば、決め方が乱暴でおかしいと言わざるを得ませんが、その間に「教育委員会会議の形骸化・形式化」が進行していたことになります。

「廃園条例案」については、このような状況下で、なりふり構わぬ恰好で上程されたことを多くの方に知っていただいた上でご判断願いたいと、強く念じています。

以上の理由により、「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める次第です。よろしくご審議ください。

2026年8月21日

陳情者

[Redacted signature block]

流山市議会議長 石原 修治 様

(別紙資料) 教育委員会会議の変遷

作成

2023(R5)年

年・月	回	所要時間	議案数	備考
2023.1	1	0.45	議案3協議1	
2023.2	2	1.10	議案6協議2	
2023.3	3	1.25	議案15協議2	今年度教育施策について議論
2023.4	4	0.30	報告5	
2023.5	5	0.40	議案5	幼稚園協議会委員の委嘱
2023.6	6	0.50	議案3報告3協議1	
2023.7	7	0.55	議案2協議2	
2023.8	8	1.10	議案6協議1	教育に関する事務の管理及び執行の状況を議論
2023.9	9	0.30	議案1協議2	
2023.10	10	1.25	議案2報告3	廃園方針について議論
2023.11	11	1.20	議案5	臨時教育委員会議の議事録、幼稚園パブコメ、総合教育会議について議論
2023.12	12	1.05	議案3	臨時教育委員会議の議事録未作成の弁明

2024(R6)年

年・月	回	所要時間	議案数	備考	教育委員会委員協議会
2024.1	1	1.20	議案3協議1	教育委員会主催行事の廃止・縮小を議論	
2024.2	2	1.10	議案3報告1		
2024.3	3	0.40	議案6協議3		
2024.4	4	0.15	報告1		4 議題(幼児教育・いじめ等)
2024.5	5	0.25	議案4報告2		2 議題(幼児教育・教育振興基本計画)
2024.6	6	0.10	報告1		4 議題(幼児教育・教育振興基本計画等)
2024.7	7	0.35	議案1報告1		4 議題(幼児教育・補正予算)
2024.8	8	0.25	議案7		1 議題(いじめ)
2024.9	9	0.20	報告2	学力学習状況調査結果について議論	2 議題(幼児教育センタープロジェクト会議・いじめ)
2024.10	10	0.45	議案2報告3	この回から吉田教育長	5 議題(幼児教育・補正予算・学校給食等)
2024.11	11	0.50	議案10報告3	幼児教育アドバイザーの設置を議論	2 議題(幼児教育・学校給食費)
2024.12	12	0.10	なし		1 議題(いじめ)

2025(R7)年

年・月	回	所要時間	議案数	備考	教育委員会委員協議会
2025.1	1	0.25	議案1	いじめ報告について議論	8 議題(予算案・学校給食費・いじめ等)
2025.2	2	1.15	議案6	教育振興基本計画について議論	3 議題(いじめ・業務整理・学校管理規則改正)
2025.3	3	1.00	議案3	こどもの休暇制度について議論	3 議題(幼児教育支援センター事業・いじめ等)
2025.4	4	0.40	報告2		3 議題(県立特別支援学校・いじめ・給食配食)
2025.5	5	0.20	議案3報告1		4 議題(補正予算・いじめ条例・いじめ)
2025.6	6	0.15	議案3		4 議題(部活動地域展開・いじめ基本方針等)
2025.7	7	0.25	議案2報告1		3 議題(補正予算・いじめ・いじめ基本方針)
2025.8	8	0.45	議案2報告1	学童クラブガイドラインについて議論	2 議題(いじめ・いじめ基本方針)
2025.9	9	0.55	なし	流山市文化祭について議論	4 議題(幼児教育・いじめ・いじめ基本方針等)
2025.10	10	0.20	議案1		6 議題(補正予算・いじめ・スポーツフィールド等)
2025.11	11	0.35	議案9		1 議題(いじめ)
2025.12	12	0.35	議案2	いじめ防止基本方針について議論	1 議題(いじめ)

2026(R8)年

年・月	回	所要時間	議案数	備考	教育委員会委員協議会
2026.1	1	0.15	報告2		5 議題(予算案・幼児教育・部活動地域展開等)
2026.2	2	0.40	議案2報告2		12 議題(幼児教育・いじめ・情報セキュリティポリシー等)
2026.3	3	1.00	議案12	教員の働き方について議論	2 議題(幼児教育・いじめ)
2026.4	4	0.15	報告3		3 議題(定例会議案の概要2本・いじめ)
2026.5	5	0.20	議案3報告1	廃園条例案についての質疑は一つ	6 議題(定例記者会見・不登校支援・いじめ等)
2026.6	6	0.55	議案3	学校安全の具体策について議論	1 議題(いじめ)
2026.7	7				

陳情第15号

「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の園児募集を速やかに行うこと」を求める陳情書

(陳情趣旨)

市の条例に基づいて運営されている流山市幼児教育支援センター附属幼稚園において園児の募集を保留にすることは、利用する市民や子どもの生活に直結する非常に大きな決定です。

本来であれば令和8年9月1日に令和9年度の年少児・年長児の入園募集が実施されるはずでしたが、執行部の判断により保留となったことで、在園児やこれから入園を希望する親子へ多大な不安と影響を及ぼしています。

それにもかかわらず、今回の募集保留の決定は、記録(議事録)が残っていないと発言されました。(7月16日の教育福祉委員会の質疑応答にて)このような進め方は決定のプロセスが見えず、行政や教育委員会への不信感を招く原因となっています。決められたルール・条例を守り、オープンで納得のいく手続きを行うことこそが、行政に対する信頼につながるはずです。

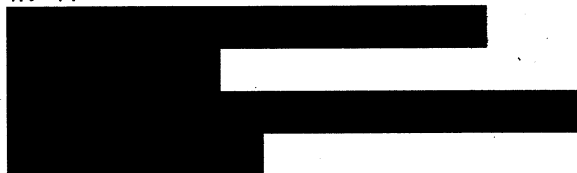
つきましては、執行部における決定プロセスの透明性を確保するとともに、募集の遅れによる影響を最小限に抑えるため、速やかな募集再開と積極的な対応を強く求めます。

(陳情事項)

- 1 今回の件から、執行部内で公施設(学校や幼稚園等)の運営に何らかの変更をする時の手順を明確にすること及び、市民へ提示できるように記録を残すこと。
- 2 本来であれば令和8年9月1日から開始されるはずであった令和9年度の園児募集が執行部の判断により保留され、在園児や入園を希望する親子へ多大な影響を及ぼしている現状を鑑み、本来の予定に少しでも近い日程で速やかに募集を再開すること。また、募集の遅れによる影響を最小限に抑えるため、執行部は最速最短のスケジュールで積極的かつ広域の周知・広報対応に努めること。

2026年8月21日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第16号

委員会傍聴中の議員によるハンドサインについて、議会としての検討及び見解の明確化を求める陳情書

(陳情要旨)

2026年8月7日の教育福祉委員会において、傍聴議員として参加していた近藤みほ議員が、審査中の委員に対してハンドサインを行った。

近藤議員はその後、自身のX上において、当該ハンドサインについて「質問の抜けがあったので、そのサインを送りました」

「発言の軌道修正を促しました」と説明している。

この本人説明により、当該ハンドサインが、審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することを目的とした意思伝達であったことが確認できる。

近藤議員は、ハンドサインを行った事実とその目的について説明している。一方で、委員ではない傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することが、どのような制度上の根拠又は整理に基づく行為であるのかは、市民に説明していない。委員本人による質疑との関係や、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係についても、考え方は示されていない。

そこで、流山市議会事務局に制度上の取扱いを確認したところ、「明文化された規定がなく禁止事項とはなっていません」との回答を得た。

流山市議会会議規則第153条には、議事妨害の禁止に関する規定があり、「何人も」を対象としている。また、第117条には、委員外議員が委員会で発言する場合の手続が定められている。

本件の制度上の位置付けを判断するためには、本人が説明している目的や行為の機能を踏まえ、第153条、第117条その他の既存規則との関係を検討する必要がある。

また、委員会で正式に質疑を行い、その発言が会議録に記録されるのは当該委員である。傍聴議員から審査中の委員に対するハンドサインは、通常、会議録上の発言として記録されない。その意思伝達によって委員の質問内容又は発言方向が変更された場合、質疑形成に委員外議員が関与した事実や、その意思伝達の内容を会議録から確認することはできない。

さらに、議会事務局からは、現在の取扱いについて、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用されるとの回答も得ている。この取扱いを会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用する以上、全ての傍聴議員が同様の意思伝達を行った場合にも委員会運営として成立するのか、複数又は継続的な意思伝達が行われた場合にはどこまで許容されるのかについても検討する必要がある。

多治見市議会では、委員会を傍聴する議員から審査中の委員への指示について、委員外議員の発言に関する規定及び議事妨害の禁止に関する規定との関係から、議会として具体的な検討及び判断が行われた先行事例がある。

以上の事情を踏まえ、2026年8月7日に実際に行われ、本人によって目的も明らかにされているハンドサインについて、流山市議会自身が既存規則及び委員会制度との関係を検討し、その判断、根拠及び今後の取扱いを市民に明らかにすることを求める。

(陳情項目)

- 1 2026年8月7日の教育福祉委員会において、近藤みほ議員が傍聴議員として参加中に行い、本人が「質問の抜け」の補完及び「発言の軌道修正」を目的としていた旨を説明しているハンドサインについて、流山市議会会議規則第153条(議事妨害の禁止)、第117条(委員外議員の発言)その他の既存規則との関係を検討し、第153条への該当性及び委員会運営上の位置付けについて、議会としての見解を明らかにすること。
- 2 本件行為を委員会運営上許容される行為と判断する場合には、本人が説明している行為の目的及び機能を踏まえ、その判断の根拠を明らかにすること。あわせて、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界及び、その許容範囲を明らかにすること。
- 3 多治見市議会において、委員会を傍聴する議員から審査中の委員への指示について、委員外議員の発言に関する規定及び議事妨害の禁止に関する規定との関係から具体的な検討及び判断が行われた先行事例を踏まえ、流山市議会における本件の位置付けを検討すること。
その検討の結果、多治見市議会と異なる判断に至る場合には、事実関係、会議規則又は委員会運営上のどのような違いからその判断が導かれるのかを明らかにすること。
- 4 前各項の検討を踏まえ、委員外の傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員に対して、質問内容の補完、発言方向の修正その他質疑内容に影響を及ぼすことを目的とした意思伝達を行う場合について、委員会運営上の許容範囲及び限界を明らかにすること。
その際、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に同じ取扱いを適用した場合の制度的整合性、複数又は継続的な意思伝達が行われた場合の取扱い、並びに会議録に記録されない形で質疑形成に関与することと委員会審査の透明性との関係についても整理すること。

(陳情理由)

1 本件ハンドサインの事実関係

2026年8月7日の教育福祉委員会において、近藤みほ議員は、傍聴議員として参加中に審査中の委員に対してハンドサインを行った。

近藤議員はその後、自身のX上において、「質問の抜けがあったので、そのサインを送りました」「発言の軌道修正を促しました」と説明している。

この本人説明により、本件ハンドサインには、審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正する目的があったことが確認できる。

本人説明によって行為の目的が明らかにされていることから、本件については、その目的及び意思伝達としての性質を踏まえ、流山市議会の規則及び委員会運営上の位置付けを具体的に検討する必要がある。

2 近藤議員から制度上の説明がなされていないこと

近藤議員は、自身がハンドサインを行ったこと及びその目的についてX上で説明している。

その一方で、委員ではない傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することが、どのような制度上の根拠又は整理に基づく行為であるのかは、市民に説明していない。

また、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界をどのように考えているのか、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係をどのように考えているのかについても、説明はなされていない。

近藤議員本人が質問内容の補完及び発言方向の修正を目的としていたことを明らかにしたことで、その行為の制度上の位置付けについて具体的な疑問が生じている。

本件は市議会の正式な委員会審査中に行われた行為であり、その制度上の位置付け及び許容範囲については、流山市議会として検討し、市民に明らかにする必要がある。

3 既存規則との関係

本件について流山市議会事務局に制度上の取扱いを確認したところ、「明文化された規定がなく禁止事項とはなっていません」との回答を得た。

流山市議会会議規則第153条には、「何人も」を対象とする議事妨害の禁止に関する規定がある。本件については、近藤議員本人が説明している目的及び当該ハンドサインが審査中の委員の質疑に対して果たした機能を踏まえ、第153条との関係を検討する必要がある。

また、同規則第117条では、委員外議員から委員会での発言の申出があった場合、その許否を委員会が決める手続が定められている。

本件では、委員外の傍聴議員から審査中の委員に対して、質問内容の補完及び発言方向の修正を目的とした意思伝達が行われている。

委員外議員が委員会において意思を表明するための正式な手続と、委員会審査中に非言語の意思伝達を通じて質疑内容に働きかける行為との関係について、制度上の整理が必要となる。

4 委員本人の質疑責任及び会議録に残らない関与

委員会では、選任された委員が質疑を行い、その発言が正式な委員会記録として残る。

本件では、委員会審査が進行している最中に、傍聴議員から審査中の委員に意思伝達が行われ、その目的が質問内容の補完及び発言方向の修正であったことが本人によって説明されている。

本件の制度上の位置付けを整理するに当たっては、委員本人による質疑と、委員外議員による審査中の質疑形成への関与との境界を明確にする必要がある。

また、傍聴議員から審査中の委員に送られたハンドサインそのものは、会議録上の発言として記録される性質のものではない。

その意思伝達によって委員の質問内容又は発言方向が変更された場合、会議録には委員の質疑が記録される一方、その質疑形成に委員外議員が関与した事実や意思伝達の内容は記録されない。

委員本人の質疑に対する責任及び判断との関係に加え、委員会審査の透明性及び事後的な検証可能性の観点からも、質疑形成への関与の範囲を整理する必要がある。

5 全ての傍聴議員への一般化と継続的な意思伝達

議会事務局からは、今回確認した取扱いについて、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用されるとの回答を得ている。

この回答を前提とすると、全ての傍聴議員について、審査中の委員に対して質問内容の補完及び発言方向の修正を目的とした意思伝達を行う場合にも、同じ基準を適用することになる。

現在の取扱いを委員会制度として評価するためには、この運用を全ての傍聴議員に一般化した場合にも、委員会運営として成立するのかを検討する必要がある。

さらに、複数のハンドサイン等をあらかじめ共有し、審査中に質問事項、質問順序、論点又は発言方向を継続的に伝達する場合を想定すると、委員外議員による質疑形成への関与は一層大きくなる。

単発の意思伝達から継続的な質疑形成への関与まで、どの範囲を委員会運営上許容するのか、その境界を明確にする必要がある。

6 多治見市議会の先行事例

多治見市議会では、令和7年6月25日の議会運営委員会において、傍聴者の立場にあった議員から審査中の委員に対する指示が行われた事案について、議会として事実確認及び審査が行われている。

その過程では、スマートフォンによる送信及び書面による指示に加え、「ジェスチャーによる指示はどんな指示であったのか」についても正式な聞き取り項目が設けられ、ジェスチャーによる意思伝達についても具体的な事実確認の対象とされた。

また、多治見市議会事務局が作成した規定整理資料では、委員でない者が委員に対してメモを渡す行為について、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害に当たる可能性が高いと整理されている。さらに、委員でない者が委員に対してジェスチャー等で指示を出す場合についても、メモを渡す場合と同様に扱うとの整理が示されている。

このように、傍聴者の立場にある議員から審査中の委員への意思伝達について、ジェスチャーを含めて事実確認を行い、既存の会議規則との関係から制度上の検討を行った先行事例が存在する。

本件についても、この先行事例を踏まえ、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係を検討する必要がある。

7 2026年9月1日の議会運営委員会との関係

議会事務局からは、本件を受け、議長から議会運営委員会の委員長及び副委員長に対し、2026年9月1日に開催予定の議会運営委員会において「傍聴議員のあり方」を議題とするよう申し入れたとの説明を得ている。

同日の議会運営委員会において、本件ハンドサインと第153条及び第117条との関係、委員外議員による質疑形成への関与、会議録に残らない関与と透明性、全ての傍聴議員に適用した場合の制度的整合性、並びに今後の許容範囲について具体的な整理が行われた場合には、その結論及び根拠を本陳情の審査に反映する必要がある。

同日の協議で未整理の事項が残った場合には、本陳情の審査を通じて、当該事項について議会としての見解を明らかにする必要がある。

以上

2026年8月24日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第17号

流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書

(陳情要旨)

現在、物価高騰が市民生活に直撃するなか、全国的に子育て世帯への支援が急務化している。流山市においても、物価高騰が小中学校給食費に及ぼす影響が深刻化している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。

千葉県は、全国でも上位（4～5位）の財政力指数を誇る。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。

以上の理由から、流山市議会において、小中学校給食費完全無償化に向けた財政支援を求める意見書を提出する。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。流山市は、人口増加に伴い、小中学校給食費の負担が年々増加している。

(陳情項目)

- 1 物価高騰分を含む学校給食費の完全無償化を実現するための財政支援措置（交付金の拡充や補助制度の創設等）を行うこと。
- 2 急激な人口増加により児童・生徒数が増加している自治体特有の財政需要に配慮した、柔軟かつ重点的な支援策を講じること。

2026年8月24日

陳情者



流山市議会議員 石原 修治 様

令和8年流山市議会第3回定例会提出請願・陳情文書表

令和8年 月 日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第11号	7月31日	放課後児童クラブ(学童保育)における長期休業時の利用制度拡充および公的支援の推進に関する陳情書	1 長期休業期間(夏休み・春休み・冬休み)における公設学童保育の短期利用制度を創設してください。 2 長期休業中の昼食(お弁当配送等)の公的サポートを導入してください。 3 公設学童の定員拡大および民間利用世帯への経済的支援の検討をしてください。			教育福祉委員会
陳情第12号	8月17日	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を提出してください。			教育福祉委員会
陳情第13号	8月17日	「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	政府及び関係行政官庁に対して「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」を提出してください。			教育福祉委員会
陳情第14号	8月21日	「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書	教育委員会会議が形骸化・形式化し公開性が欠如していることから、公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営をしてください。			教育福祉委員会
陳情第15号	8月21日	「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の園児募集を速やかに行うこと」を求める陳情書	1 執行部内で公設施設(学校や幼稚園等)の運営に何らかの変更をする時の手順を明確にすること及び、市民へ提示できるように記録を残してください。 2 本来の予定に少しでも近い日程で速やかに募集を再開してください。また、最速最短のスケジュールで積極的かつ広域の周知・広報対応に努めてください。			教育福祉委員会
陳情第16号	8月24日	委員会傍聴中の議員によるハンドサインについて、議会としての検討及び見解の明確化を求める陳情書	傍聴議員によるハンドサインについて、流山市議会自身が既存規則及び委員会制度との関係を検討し、その判断、根拠及び今後の取扱いを市民に明らかにしてください。			議会運営委員会
陳情第17号	8月24日	流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書	千葉県および国に対して「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書」を提出してください。			教育福祉委員会

主要地方道松戸野田線の渋滞対策を求める意見書

主要地方道松戸野田線は、昭和５２年に開通した旧松戸野田有料道路で、平成１９年度に無料化されて以降、市街地を通過する旧県道松戸野田線のバイパス利用として、交通量が増加している。

千葉県には、令和４年８月２９日の千葉県知事による現場視察を経て、令和７年度に野田市今上交差点の左折レーン延長工事が行われたことは大いに評価する。

沿道に日本最大級の巨大物流施設が稼働したことで、周辺地域も含め事業所の進出や土地利用が活発化し、流山市が含まれる松戸県税事務所管内の事業税や不動産取得税の増加は県内でも大きく、県税収入増加要因の一つとなっている。

しかし、物流施設稼働により大型車両を中心とした、更なる交通量の増加により渋滞が常習化していることから、交通の円滑化を図り、地域が更なる千葉県の発展に寄与できるよう、交通容量の拡大のため主要地方道松戸野田線の流山市域について、４車線化を含む渋滞対策を求める。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様
厚生労働大臣	様
経済産業大臣	様
環境大臣	様

千葉県流山市議会

女性天皇も認められる皇室典範再改正を求める意見書

2026年6月30日政府は、「皇室典範等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、7月17日参議院本会議で可決・成立したが、女性天皇を認めないなど課題を多く残している。

いっぽう国内世論では「女性天皇容認に賛成81%、反対16.1%」（共同通信社、今年7月）、「女性天皇に賛成61%、反対9%、どちらとも言えない29%」（毎日新聞、今年3月）となった。また日本国憲法第1条では、天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基く」とされている。

よって皇室典範等の一部を改正する法律は、日本国憲法の精神と条項に基くとともに、国民世論に立脚した皇室典範への再改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

核兵器禁止条約第1回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

核兵器は、ひとたび使用されれば、無差別に多くの人々の生命と暮らしを奪い、放射線による深刻な被害を長期にわたってもたらす、極めて非人道的な兵器である。広島・長崎の原爆被害を経験した世界で唯一の戦争被爆国である日本には、被爆者の苦しみと核兵器の惨禍を世界に伝え、核兵器廃絶の世論を高める先頭に立つ歴史的な責務がある。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、保有、使用、使用の威嚇などを包括的に禁止する国際条約であり、核兵器のない世界を実現するための重要な国際的枠組みである。締約国は100か国を超え、核兵器廃絶を求める国際的な流れは着実に広がっており、多くの自治体や市民社会が条約への参加を求めている。

よって流山市議会は、政府として本年11月に開かれる締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器禁止条約の署名・批准に着手することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできた。その具体的実行の一つとして、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきた。

しかし近年、政府は防衛装備移転三原則及びその運用指針の見直しを行い、殺傷能力のある武器を含む防衛装備品の輸出も原則可能とした。これにより、日本製の武器が海外の武力紛争で使用され、人命を奪う事態を招きかねない。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相容れず、憲法第9条の趣旨にも反するものであり、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものになりかねない。

よって本市議会は、国に対し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として、国際社会に貢献するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
経済産業大臣	様
防衛大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

今、大手企業も、労働組合も「賃金引き上げ」が必要と捉え、様々な努力が進められている。本市議会でも2023年第4回定例会で「最低賃金のさらなる引き上げを求める意見書」を可決し、政府の取り組みを応援してきた。

しかしながら、物価上昇に賃金が追いついていない状況は改善しておらず、いまだ日本の実質賃金は4年連続マイナスとなっている。また経済的理由も背景の一つとなっている出生率も過去最低を更新しており、今後ますます人手不足は顕著となり、地方経済への大きなダメージとなりかねない。

いまこそ、最低賃金法の目的「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を全面的に活かした施策を拡充することが重要である。

そこで政府及び国会に対し、以下のことを求める。

記

- 1 全国一律で、最低賃金1,500円を早期に実現するとともに、さらなる賃上げを図り、国民の生活水準の向上に寄与すること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを作ること。
- 3 福祉・医療・介護などに適用されている公定価格を改善し、ケアワーカーの担い手不足解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

データセンター建設に必要な規制とルールの制定を求める意見書

人工知能（ＡＩ）の急速な発展に対応するため、日本のデータセンター（以下、ＤＣ）サービスの市場規模は２０２５年約４兆円規模となり、今後さらなる拡大が想定される。

いっぽう県内白井市をはじめ全国的に、ＤＣ建設をめぐり、地域の暮らしへの影響を懸念し、また環境保全を求める立場から住民運動も起きている。

その背景には、建築基準法で「事務所等」としか分類されておらず、実際の稼働に伴う騒音、電解液に引火性があるリチウムイオン蓄電池からの火災、非常用発電機の燃料用重油の洩れ事故などが十分想定されていないからである。また、二酸化炭素（ＣＯ２）大量排出、排熱、大量の冷却水の使用などが伴うにもかかわらず、環境影響評価法（アセス法）の適用対象外ともなっている。

実態とかけ離れながら、立地規制のない現行法令に加え、更なる規制緩和では、住環境・自然環境への影響も避けられない。

よって国会及び政府に対し、建築基準法及び環境影響評価法を見直し、稼働実態や付随施設を含めＤＣ建設に向けた必要な規制及びルールを早急に制定することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２６年　　月　　日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
経済産業大臣	様
国土交通大臣	様

千葉県流山市議会

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 9 - 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
1	【市民との情報共有の拡充】	ア	1-1-7. A I 音声認識によるリアルタイム字幕の付与	追加	次年度以降	聴覚障害の方でも視覚で追える。	流山 みらい	
		イ	1-1-8. 発言ごとの自動チャプター機能を追加	追加	次年度以降	見たい映像を即座に見れる。	流山 みらい	
2	【市民参加による議会運営】	ウ	2-1. (備考) ツイッター X、Facebook のアカウントを取得していますが、・・・	修正	即座	名称が変わっている	流山 みらい	
3	【分かり易い会議の実現】	エ	3-3-2.3-2-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正	-	付番誤りのため。	(事務局)	
		オ	3-2-3. プレゼンテーションツールとしての動画の活用	追加	-	冠水時の水の挙動など、動画のほうが共通理解を図りやすい内容については動画を活用する。なお、議事録への対応は静止画の掲載にとどめるか、記録に残さない運用としてもよい。	流政会	
		カ	3-3. 委員会運営における における プロジェクターの活用	修正	-	誤植のため。	(事務局)	
4	【議員の情報活用能力及び活用環境の向上】	キ	4-3. 本会議場における情報端末の利用 ⇒議員個人所有の端末を許可	修正	令和9年5月	議会運営委員会での決定事項	流政会	
			4-3. 本会議場における情報端末の利用	修正		タブレット端末の利用に対して変更となったため。	公明党	

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 9 - 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
4	【議員の情報活用能力及び活用環境の向上】	ク	4-8. オンライン行政視察の実施 体調不良や、家族の都合で視察に参加できない議員が増えている。オンラインツールでつなぎ、視察内容を聞いたり、質問が出来る環境整備を行うことで共通理解をもつ機会損失状況を改善できる。	追加	-	多額の予算を要する視察を有意義なものとする一方、相手方自治体に負担をかけぬよう、流山市側（議員）で主体的に対応できる体制を整える。	流政会	
		ケ	4-9. 議員向け I C T 研修会の実施 操作方法中心の研修から、生成 A I の安全な活用、データに基づく政策立案、情報セキュリティの実践研修へ移行。	追加	次年度以降	政策立案能力の向上	流山 みらい	
5	【ペーパーレスの促進】	コ	5. ペーパーレスの促進（備考） 情報端末ペーパーレス会議システム の導入に伴い、・・・	修正	-	情報端末の配付を中止することが決定しているため。	(事務局)	
		サ	5-1, 5-2, 5-3（備考）を下記の表現に改める。 ⇒電子ベースを基本とし、議員の希望により紙ベースも配付しています。	修正	-	現行の運用に合わせる。それに伴い、5-2の状況は「中止」⇒「継続中」に変更する。	(事務局)	
		シ	5-1-2. 減冊の検討 ⇒状況を「未着手」⇒「継続中」に変更する。	修正	-	各議員へのアンケートを実施しているため。	(事務局)	
		ス	5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子 メール 化 また、備考を下記の表現に改める。 ⇒電子ベースを基本とするが、駐車券など電子化できないものもあるため、各種式典等の案内通知は執行部の判断により郵送等でも可とする。	修正	-	グループウェアの導入を予定しているため。	(事務局)	

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 9 - 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
5	【ペーパーレスの促進】	セ	5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	修正	-	アプリを継続する上では利用方法の研修会が必要です。	公明党	
			5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	削除		令和 9 年度以降、タブレット導入を中止することとしたため。	自由民主党	
		ソ	5-12. ペーパーレス進捗状況の公表	追加	-	議会で推進しているペーパーレス化について、個人の実施状況と全体の進捗状況を合わせて公開してはどうか	流政会	
6	【必要となる I C T 基盤の整備】	タ	6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	削除	-	私的端末の導入の方向性が決まったため。	流政会	
			6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	削除		令和 9 年度以降、タブレット導入を中止することとしたため。	自由民主党	
		チ	6-7. コミュニケーションツール（LINE WORKS等）の導入	追加	令和9年5月	情報共有の円滑化、災害時の連絡体制の強化のため。	自由民主党	

実 施 事 業	実施時期	状況	見直し時期	備 考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
1. 市民との情報共有の拡充				
1-1. インターネットによる会議他の公開				
1-1-1. 本会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成18年9月	継続中		
①より見やすい様に視聴・録画再生のためのインターフェイスを見直す。	平成26年11月	平成30年11月 中止	平成30年11月	平成26年第4回定例会以降、業務委託先のシステム改修に伴い一部インターフェイスが変更されていますが、流山市議会としての改修は行っていない事から中止としました。
②中継・録画の画質改善を行う。	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、カメラを高画質のものに交換しました。
③議事録と録画の連携（議会ホームページリンク）	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの独自開発が必要になり、費用の増大を招くとの判断から事業としての取り組みを中止しました。
1-1-2. 委員会のインターネット中継（ライブ・録画）の実施	平成23年11月	継続中		平成22年4月より一部特別委員会で試行し、Ustreamにより開始しましたが、サービスの有償化に伴いYouTubeに移行しました。カメラ操作の人員が確保できないことから、固定カメラによる議会側・執行部側の2画面構成で実施中です。
①議事録と録画の連携（議会ホームページリンク）	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの修正が必要になり費用の増大を招くのみならず、録画データを編集作業の議会事務局職員の負担が生じることから事業としての取り組みは中止としました。
1-1-3. 会派代表者会議のインターネット中継（ライブ・録画）の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	会派代表者会議で議論されることを広く市民に公開する必要はない（公開できない情報も含まれる）との判断から中止としました。
1-1-4. 全員協議会のインターネット中継（ライブ・録画）の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	全員協議会で説明・議論されることを広く市民に公開する必要はない（公開できない情報も含まれる）との判断から中止としました。
1-1-5. 議会報告会のインターネット中継（ライブ・録画）の実施	平成23年11月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	一部報告会で実施しましたが、報告会開催場所に十分なインターネット環境が無いこと、機器設置作業の負担、中継作業者の確保などの問題があることから中止としました。
1-1-6. 議会中継を見る日キャンペーンの実施	平成24年2月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	ホームページ、ツイッターにより試行しましたが、具体的な成果が確認できなかったことから中止としました。
1-2. 議会ホームページの充実				
1-2-1. 議会日程のインターネットによる公表	平成23年8月	継続中		掲載範囲、掲載時期については、議会広報広聴特別委員会にて定期的に見直しを実施しています。
1-2-2. インターネット（ライブ&録画）中継を行う委員会等の会議資料を事前にWe bサイトを通じて、市民に公開する。	平成23年4月	継続中		議案は事前公開を実施しています。
1-2-3. 議会の独自ドメイン取得	平成24年10月	継続中		議会独自のドメインを取得し運用中です。
1-2-4. 会派のWe bサイトを作成	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	各会派で独自に取り組むべき課題であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。
1-2-5. 議員全員がWe bサイトを持つ支援体制の確立	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議員個人で取り組むべき項目であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。また、容易に個人でWebサイトを立ち上げる環境も整備されています。
1-2-6. 議員個人のWe bサイトへのリンク	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	令和元年7月8日の議会広報広聴特別委員会にて実施が決定され、9月5日から実施中です。

実 施 事 業	実施時期	状況	見直し時期	備 考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
2. 市民参加による議会運営				
2-1. SNSの有効活用のため議会の公式アカウントを取得する。	平成22年4月	実施済み		ツイッターのアカウントを取得していますが、議会としての中立性を保ったアカウントの管理が極めて困難であり、公式な予定などの情報発信としてのみ運用中で個別の問い合わせについての回答は行っていません。
2-2. 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	審議・議論を優先すべきであり、好ましくない影響もあることから、正式に中止としました。
2-3. 市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	平成22年11月	一部実施 継続中	令和3年3月	議会報告会における質問・回答についてののみ実施中です。
2-4. インターネットによる議会アンケートの実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	インターネットによるアンケート実施はそのインフラ整備とアンケート用Webページの開発・維持に相当の費用が必要となることから、中止としました。
2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。	未定	未着手	令和6年11月	実施方法について、調査・研究を引き続き行います。
3. 分かり易い会議の実現				
3-1. 電子採決システムの導入	平成22年9月	継続中		その後、平成26年12月に使用端末をスマートフォンからタブレットに切り替え、令和元年9月にタブレットからボタンでの採決に切り替えました。
3-1-1. 電子採決システムの改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、電子採決システムも更新しました。
3-2. 一般質問時のプレゼンテーションツールの有効活用	平成24年9月	継続中		実施要領を別途定めています。
3-2-1. 議場におけるプレゼンテーション環境の改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、プロジェクター及び150インチのスクリーンを導入しました。
3-3-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	令和6年3月	実施済み	令和6年11月	要領を改正し、執行部答弁時に活用されています。
3-3. 委員会運営におけるにおけるプロジェクターの活用	平成20年4月	継続中		委員会において必要に応じて活用中です。
3-4. 委員会の協議会における動画の活用	令和4年11月	継続中		静止画像より、動画のほうが分かりやすいと思われる際には、委員長の議事整理権・秩序保持権の下、認めることとします。
4. 議員の情報活用能力及び活用環境の向上				
4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	平成15年12月	継続中	令和6年11月	平成15年12月導入し、現在も活用中です。
4-2. 市例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る	平成24年12月	継続中	令和3年3月 令和6年11月	市例規集・会議録については電子化済みですが、対象の範囲の拡大は検討していません。
4-3. 本会議場における情報端末の利用	令和5年8月	一部実施	令和6年11月	議会運営委員会として、協議を継続していくことを確認しました。本会議においては持ち込む情報端末を議会が配付したタブレットに限定しており、議員個人所有の端末は持ち込まないこととしています。
4-4. 委員会審査・協議会におけるパソコンの利用	平成20年4月	継続中		委員長の議事整理権の範囲で利用を許可しています。
4-5. 新聞記事検索データベースの活用	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	ニュース集約サイトやニュースアプリの充実があり、議会全体で取組む必要があるとは考えられないことから中止としました。
4-6. 発言通告書のメール提出	令和4年11月	継続中		現在の事務フローにおいては、メールによる提出が馴染まない部分があり、病気などのやむを得ない場合に限り、議長への申し入れ、許可の下、通告予備日に提出可能とします。
4-7. オンライン研修会の実施	令和4年12月	継続中	令和6年11月	講師の都合、新型コロナウイルス感染症流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。

実 施 事 業	実施時期	状況	見直し時期	備 考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
5. ペーパーレスの促進				情報端末の導入に伴い、多くの資料を電子化し、配付方法も電子ベースを基本とし、議員の希望により紙ベースも配付しています。 地方自治法の定めにより書面扱いとなるもの、印影のあるもの等、紙が必要な場面のみを例外とします。 電子化にあたっては紙からPDFに変換するプロセスが発生しないようにします。
5-1. 予算説明書・決算書の電子化	平成17年3月	継続中		電子化したものを市のホームページで公開しており、それを取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-1-1. 予算決算指摘要望事項の電子化	平成21年10月	一部実施 継続中		議会内の扱いは電子化されやり取りしていますが、執行部への提出は書面で行われています。
5-1-2. 減冊の検討	令和4年3月	未着手	令和3年3月 令和4年11月	既に電子化が行われていることから、議会内で減冊の要否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めています。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-2. 予算・決算審査資料の電子化	平成23年度	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月 令和4年11月	一時、議会事務局作業にて執行部提出の資料を電子化(PDF化)し配布していましたが、議会内の協議の場でも統一の要求も特にならないことから中止としました。なお、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-3. 議案書の電子化	平成24年6月	継続中		電子化したものを市のホームページより取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-4. 予算要望の電子化	平成21年3月	継続中		施策体系ごとに各会派より電子データで提出していますが、執行部よりの回答は紙ベースとなっています。
5-5. 発言通告書の電子化	平成23年4月	継続中		事前確認段階などにおいて電子メールなどにより電子化したものをやり取りしていますが、通告自体は最終的に紙に印刷したもので行っています。電子化に際し、取り扱いの容易性を確保するために用紙のサイズをB4からA3に変更しました。
5-6. 執行部からの提出資料の電子化	令和5年10月	継続中	令和3年3月 令和4年11月 令和6年11月	公印の押印が必要なものを除き、多くの資料が電子化されています。
5-7. 会議録の減冊	平成27年2月	継続中		会議録検索システムがあり全員に配布する必要性が低いことから、各会派1冊ずつ配布することとしています。
5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化	平成23年4月	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ会議通知を行っていますが、各種式典等は主催者があり、紙ベースでの対応となっています。
5-9. 議員履歴の電子化	平成23年4月	中止	平成30年11月	個人情報であり、電子化はその漏洩リスクにつながるから行わないこととしました。
5-10. 報酬明細の電子化	平成23年度	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ月額報酬について行っていますが、期末手当は同封書類などの関係で紙ベースです。
5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	令和5年8月	継続中		必要に応じ、利用方法の研修会を実施しています。
6. 必要となるICT基盤の整備				
6-1. 議場内LANの整備				
6-1-1. 本会議場	平成22年9月	継続中	令和6年11月	令和5年8月のタブレット端末導入に合わせて議場内に無線LAN環境を整備しました。
6-1-2. 議事堂（本庁舎4階の議会棟）	平成23年度	継続中		当初は議員自身が設定を行っていましたが、現在は事務局において一括管理しています。また、この環境を使用してYouTubeによる議会中継を実施しています。
6-1-3. 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス許可	平成24年10月	中止	平成30年11月	執行部側イントラネットには総務省からの指導で高度なセキュリティ対策が設定されており、議員の側からのアクセスを許可することはこれに反することから中止としました。
6-2. スマートフォンを全議員に配布	平成22年9月	中止	平成30年11月	通話・電子メール等の活用に関して様々な角度から協議を行いましたが、その利用に際して公私の区別(費用の負担)の問題から活用には無理があり、電子投票専用端末として使用し、その後タブレットへの置き換えに伴い利用を中止しています。
6-3. プリンター及びスキャナーを各会派に配備	平成24年4月	中止	平成30年11月	本来各会派で政務活動費で実施するものであること、設定を行えばコピー室のプリンタへの出力が可能なこと、コピー室の複合機でスキャン作業が実施できることから、必要性が生じず中止としました。
6-4. 複合機をコピー室に導入	平成28年1月 (現機種への導入)	実施済み		紙資料を電子化する機能を備えた複合機をコピー室に設置し、議員にもその利用を認めることで対処しています。
6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	令和5年8月	実施済み	令和4年11月 令和6年11月	必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。
6-6. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	令和5年8月	実施済み	令和4年11月 令和6年11月	必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。

私的端末の議場持ち込み試行運用（案）

1 試行期間

令和8年第3回定例会会期中

2 対象会議

本会議

3 対象者

議員

4 試行内容

情報端末の持ち込み及び使用については、別紙「本会議・委員会等における情報端末の取り扱いについて（案）」のとおり試行する。

5 試行後の対応

第3回定例会終了後、試行結果及び課題を整理し、規定内容について最終調整を行う。

6 試行後の検証項目（案）

- （１）打鍵音などの周囲への影響について
- （２）不適切な使用が見受けられたか
- （３）通信・操作に関する運用上の課題について
- （４）承諾書の提出を求める必要性について

本会議・委員会等における情報端末の取り扱いについて（案）

1 留意点

- （１）議員及び執行部が議場及び委員会室に持ち込む情報端末は、使用するタブレット端末、パソコンその他の情報端末（マウスやキーボード、タッチペン等の周辺機器類を含む。携帯電話（スマートフォン）は除く。）とし、議長、委員長その他会議を主宰する者の許可は不要とする。
- （２）情報端末の使用は、会議資料の閲覧、議事に関する調査、メモ作成その他議会活動に必要な範囲に限る。
※キーボードを使用する場合は、打鍵音について周囲に配慮すること。
- （３）会議中に電子メール、SNSその他外部との通信を行ってはならない。
- （４）通信機能の使用は、会議に係る範囲に限るものとする。
- （５）写真撮影及び録画は行わないこと。
- （６）ゲーム、動画視聴等、審議に関係のない操作は禁止とする。
- （７）消音設定（マナーモード）を徹底すること。
- （８）議員は、情報漏えい防止及びセキュリティ確保に努めるものとする。

2 承諾書の提出

議員は、上記の留意点を遵守する旨の承諾書を議長に提出しなければならない。

3 不適切な使用に対する措置

議長、委員長その他会議を主宰する者は、会議の秩序維持のため必要があると認めるときは、情報端末の使用を制限することができる。

年 月 日

情報端末の使用に関する承諾書

議員氏名

私は、令和8年第3回定例会の本会議において情報端末を使用する上で、下記の留意点を遵守し、不適切な使用があった場合には情報端末の使用制限を受けることを承諾します。

記

- 1 議員が議場に持ち込む情報端末は、使用するタブレット端末、パソコンその他の情報端末（マウスやキーボード、タッチペン等の周辺機器類を含む。携帯電話（スマートフォン）は除く。）とし、議長の許可は不要とする。
- 2 情報端末の使用は、会議資料の閲覧、議事に関する調査、メモ作成その他議会活動に必要な範囲に限る。
※キーボードを使用する場合は、打鍵音について周囲に配慮すること。
- 3 会議中に電子メール、SNSその他外部との通信を行ってはならない。
- 4 通信機能の使用は、会議に係る範囲に限るものとする。
- 5 写真撮影及び録画は行わないこと。
- 6 ゲーム、動画視聴等、審議に関係のない操作は禁止とする。
- 7 消音設定（マナーモード）を徹底すること。
- 8 情報漏えい防止及びセキュリティ確保に努めるものとする。